

第七十五回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第十一号

昭和五十年三月二十六日(水曜日)

午後一時六分開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

山本茂一郎君

山崎 竜男君

井上 吉夫君

藤川 一秋君

補欠選任

土屋 義彦君

藤田 正明君

鳴崎 均君

最上 進君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

松垣徳太郎君

河本嘉久蔵君

山崎 五郎君

辻 一彦君

鈴木 一弘君

栗林 卓司君

青木 一男君

嶋崎 均君

中西 一郎君

嶋山威一郎君

細川 護熙君

最上 進君

大塚 喬君

寺田 熊雄君

野々山一三君

矢追 秀彦君

近藤 忠孝君

野末 陳平君

政府委員

大蔵政務次官

事務局側

梶木 又三君

常任委員会専門員 杉本 金馬君

参考人

税制調査会会長

代理 友末 洋治君

東京大学助教授 貝塚 啓明君

税 理 士 西尾 祐男君

本日の会議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

本日、山本茂一郎君、山崎竜男君、井上吉夫君が委員を辞任され、その補欠として土屋義彦君、藤田正明君、嶋崎均君が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。参考人の方々に、御多忙のところ三案の審査のため、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、他の委員会が数多く開催されており、委員の出席が遅れておりますことは、参考人の方々に對しまして大変失礼にあたりますが、何

とぞ御了承を賜りたいと存じます。

これからの会議の進め方につきましては、まず、友末参考人、貝塚参考人、西尾参考人の順で、お一人でおよそ十五分程度御意見を述べたいいただきます。その後、委員の方々の質疑に回答えいただくという方法を進めてまいりたいと存じますので、各位の御協力をお願いいたします。

それでは、友末参考人にお話をいたします。

○参考人(友末洋治君) ただいま御紹介を賜りました友末でございます。年かきの関係で、税制調査会の会長代理を勤めておる者でございます。会長代理といたしましては、主として委員各位の意見の最大公約数的なものを取りまとめをするという役目でございます。したがって、別に税そのものにつきまして特別な研究をいたしてはおりません。あらかじめこの点御了承を賜りたいと存じます。

税制調査会は、昨年の十二月二十七日に、昭和五十年年度税制改正に關する答申を総理大臣に提出をいたしましたのでございます。

〔委員長退席、理事山崎五郎君着席〕

政府は、この答申を尊重されまして、ほとんどこれを取り入れ、ただいま国会におきまして御審議をされております昭和五十年年度税制改正政府案が決定されたものと理解いたしておるのでございます。ただ一点答申と異なるところは、社会保険診療報酬課税の特例措置の是正についての答申でございます。税制調査会といたしましては、具体案を示してその改正の答申をいたしておるのであります。政府案におきましてはこれが除かれ、次回診療報酬改定と同時に実施することとして、ひとまず見送られておるのでございます。

次に、この答申の内容の主なものにつきまして申し上げます。

第一は、所得税の減税についてでございます。所得税につきましては、昭和四十九年度税制改正におきまして初年度一兆四千五百億円の規模の画期的な減税が実施されたことは御承知のところでございます。昭和五十年年度におきましては、昭和四十九年度の所得税減税の平年度化が相当の規模に達する上、当面は需要面から物価刺激要因が生ずることのないよう抑制的に経済を運営することが要請されているところから、税制調査会におきまして、この際、所得税減税を行う理由に乏しいとする意見が見られたのでございます。しかしながら、最終的には、最近におきまして中小所得者の負担の状況にかんがみ、当面の物価上昇に即応いたします程度の所得税減税を行うべきであるとの結論に到達いたしましたのでございます。

今回の所得税減税の概要は、まず基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ二万円引き上げることとし、その結果、課税最低限は、夫婦二人の給与所得者の場合、昭和四十九年分の百五十七万七千円から昭和五十年分の百八十三万九千円へと一・四％引き上げられることとなるのでございます。また社会福祉に關連するものとしたしましては、障害者控除、老年者控除等をそれぞれ基礎控除等の引き上げ幅の倍の四万円引き上げるほか、退職所得の特別控除の引き上げ、医療費控除の拡充等を行うこととしておるのでございます。

第二は、租税特別措置の整理合理化についてでございます。これにつきましては、既得権化や慢性化の排除に努めるとともに、社会、経済情勢の推移に応じて、随時見直しを行っていく必要があることは申すまでもないところでございます。税制調査会は、昭和五十年年度の税制改正に当たり、特に社会保険診療報酬課税の特例、土地譲渡所得に對する課税の特例及び利子・配当所得に對する課税の特例につきまして、期限が参りましたので、具体的な改善策を答申しておるのでございます。

社会保険診療報酬課税の特例でございます。

改正におきまして初年度一兆四千五百億円の規模の画期的な減税が実施されたことは御承知のところでございます。昭和五十年年度におきましては、昭和四十九年度の所得税減税の平年度化が相当の規模に達する上、当面は需要面から物価刺激要因が生ずることのないよう抑制的に経済を運営することが要請されているところから、税制調査会におきまして、この際、所得税減税を行う理由に乏しいとする意見が見られたのでございます。しかしながら、最終的には、最近におきまして中小所得者の負担の状況にかんがみ、当面の物価上昇に即応いたします程度の所得税減税を行うべきであるとの結論に到達いたしましたのでございます。

今回の所得税減税の概要は、まず基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ二万円引き上げることとし、その結果、課税最低限は、夫婦二人の給与所得者の場合、昭和四十九年分の百五十七万七千円から昭和五十年分の百八十三万九千円へと一・四％引き上げられることとなるのでございます。また社会福祉に關連するものとしたしましては、障害者控除、老年者控除等をそれぞれ基礎控除等の引き上げ幅の倍の四万円引き上げるほか、退職所得の特別控除の引き上げ、医療費控除の拡充等を行うこととしておるのでございます。

第二は、租税特別措置の整理合理化についてでございます。これにつきましては、既得権化や慢性化の排除に努めるとともに、社会、経済情勢の推移に応じて、随時見直しを行っていく必要があることは申すまでもないところでございます。税制調査会は、昭和五十年年度の税制改正に当たり、特に社会保険診療報酬課税の特例、土地譲渡所得に對する課税の特例及び利子・配当所得に對する課税の特例につきまして、期限が参りましたので、具体的な改善策を答申しておるのでございます。

社会保険診療報酬課税の特例でございます。

改正におきまして初年度一兆四千五百億円の規模の画期的な減税が実施されたことは御承知のところでございます。昭和五十年年度におきましては、昭和四十九年度の所得税減税の平年度化が相当の規模に達する上、当面は需要面から物価刺激要因が生ずることのないよう抑制的に経済を運営することが要請されているところから、税制調査会におきまして、この際、所得税減税を行う理由に乏しいとする意見が見られたのでございます。しかしながら、最終的には、最近におきまして中小所得者の負担の状況にかんがみ、当面の物価上昇に即応いたします程度の所得税減税を行うべきであるとの結論に到達いたしましたのでございます。

今回の所得税減税の概要は、まず基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ二万円引き上げることとし、その結果、課税最低限は、夫婦二人の給与所得者の場合、昭和四十九年分の百五十七万七千円から昭和五十年分の百八十三万九千円へと一・四％引き上げられることとなるのでございます。また社会福祉に關連するものとしたしましては、障害者控除、老年者控除等をそれぞれ基礎控除等の引き上げ幅の倍の四万円引き上げるほか、退職所得の特別控除の引き上げ、医療費控除の拡充等を行うこととしておるのでございます。

第二は、租税特別措置の整理合理化についてでございます。これにつきましては、既得権化や慢性化の排除に努めるとともに、社会、経済情勢の推移に応じて、随時見直しを行っていく必要があることは申すまでもないところでございます。税制調査会は、昭和五十年年度の税制改正に当たり、特に社会保険診療報酬課税の特例、土地譲渡所得に對する課税の特例及び利子・配当所得に對する課税の特例につきまして、期限が参りましたので、具体的な改善策を答申しておるのでございます。

社会保険診療報酬課税の特例でございます。

改正におきまして初年度一兆四千五百億円の規模の画期的な減税が実施されたことは御承知のところでございます。昭和五十年年度におきましては、昭和四十九年度の所得税減税の平年度化が相当の規模に達する上、当面は需要面から物価刺激要因が生ずることのないよう抑制的に経済を運営することが要請されているところから、税制調査会におきまして、この際、所得税減税を行う理由に乏しいとする意見が見られたのでございます。しかしながら、最終的には、最近におきまして中小所得者の負担の状況にかんがみ、当面の物価上昇に即応いたします程度の所得税減税を行うべきであるとの結論に到達いたしましたのでございます。

が、これにつきましては、税制調査会としても、その是正について結論を得ることが長年の懸案となつていたものであり、特に昭和四十七年六月以降は、特別部会までを設け、その具体的な改善措置につぎまして鋭意検討を続けてまいりました。

その結果、昨年十月に、この特例の改善に關しまする基本的な考え方についての答申を取りまとめ、さらに昨年十二月の、昭和五十年度の税制改正に關する答申におきまして、具体的な改善案を答申したものでございます。ただ、この程度の改正では、社会的公正の是正がやまじい今日、不満を感じるとの強い意見が主張されたのであります。長年にわたる懸案を解決する第一歩を踏み出すことを最優先に考えるべきであるとされたのでございます。政府は、次回診療報酬改定と同時に改善合理化を実施することとてございします。答申の趣旨を十分尊重し、できるだけ早い機会にぜひともこれを実施するよう、特に希望したいのでございます。

次は、土地譲渡所得課税の強化についてでございます。個人の土地譲渡所得に対する課税の特例は、昭和四十四年度の税制改正におきまして、仮需の抑制、土地供給の促進等の見地から導入されたものであり、短期譲渡所得の分離課税制度と長期譲渡所得の分離比例課税制度からなつておるのでございます。このうち、長期譲渡所得につきまして、分離比例課税により税制上優遇措置が講ぜられていたことについては、いかに地価対策とはいへ、所得税負担の公平を余りに阻害するものであり、政策目的に比べて犠牲が大き過ぎるのではないかという強い批判が寄せられてきたところでございます。

そこで、今回の改正におきましては、土地譲渡所得についてもそれ相応の負担を求めるという見地からその強化を図ることとしておるのでございます。すなわち個人の長期譲渡所得の分離比例課税制度は適用期限の到来とともに廃止し、新たに五年間の時限措置として、譲渡益二千万円以下の部分につきましては二〇%の税率により課税し、

譲渡益二千万円超の部分につきましては、本則の二分の一総合課税にかえて四分の三総合課税とすることとし、全体として本則より重い負担を求めることとしておるのでございます。

次に、利子・配当に対する課税の強化でございます。利子・配当につきましても総合課税を行うことが望ましいものであります。利子・配当を完全に把握する体制の整備されないままに一律に総合課税に移行すると新しい不公平を招くおそれがあるものでございます。

そこで、昭和五十年度の税制改正におきましては、利子・配当所得の源泉分離選択課税制度について、選択税率を二五%から三〇%に引き上げ、適用期限を五カ年延長することとしておるのでございます。なお今後、利子・配当を完全に把握するための措置につき検討を行い、そうした措置が整った場合には、五年の期間内におきましても総合課税に移行するものとしておるのでございます。

第三は、相続税、贈与税についてでございます。昭和四十一年以来基本的な見直しが行われては行われていないため、その後におきます地価及び一般的な物価水準の著しい上昇を反映いたしまして、相続税の負担は急激に増加しておるのでございます。

そこで、課税最低限の引き上げ及び税率の緩和により一般的な負担の後追い調整を図ることとしておるのでございます。また、かねてよりの懸案でございした配偶者の負担の軽減問題及び農地に対する相続税の負担の問題を解決するため、配偶者の相続税負担の軽減措置を拡充いたします。ともに、農地に対する相続税の納税猶予制度を創設することとしておるのでございます。

贈与税につきましても、相続税の改正とあわせて、基礎控除の引き上げ及び税率の緩和を行うこととしておるのでございます。

第四は、間接税についてでございます。これにつきましては経済、社会の推移、消費の態様に適した課税の実現を図り税体系におきまして、

適切な地位を維持するよう配慮していくことが必要であると思つております。昭和四十九年度の税制改正におきましては、印紙税、自動車関係諸税の負担の見直しが行われたのであります。昭和五十年度におきましては、昭和四十三年以来据え置かれておるために、その後におきます物価上昇等により負担が低下してきている酒及びたばこに關する間接税につきまして負担の調整を行うこととしておるのでございます。すなわち酒税のうち従量税率によつては酒類につきまして、大衆酒を除き一五%ないし二二%程度税率を引き上げるとともに、たばこの小売定価につきましては、十本当たり一級品については二十五%程度、二級品につきましては二十%程度引き上げることとしておるのでございます。

以上が今回の答申の主な内容でございます。以上をもちまして説明を終わらさせていただきます。○理事(山崎五郎君) どうもありがとうございます。

次に、具塚参考人にお願いたします。

○参考人(具塚啓明君) 東大の経済学部の具塚でございます。私は財政学を専攻してまいりました。その立場から私見を述べさせていただきます。

税制改正の問題を考えます場合、私が考えますところでは二つの観点があり、見方があつたと思つております。一つは、財政支出、歳入を含めまして予算全体の規模との関係で税全体がどれだけの大きさになるかという、そういう問題が一つあると思つております。それからもう一つは、税制度それ自身の公平さといふ点から、そういう観点から今回の税制改正を考へる、こういう二つの見方があると存じます。

最初の方からちょっと御説明、私の意見を述べさせていただきます。税収入は、今年度の税制の問題であります。税収入は、予想される経済活動といふか、たとえばGNP、そういうものの水準に応じて決まってくるわけでありまして、財政の全体はやはり民間経済の動きがどうな

るかということによってかなり大きく左右されるはずであります。で、たとえば民間経済の落ち込みがことしのような場合であります。かなり景気が悪くなった年といふものは、財政はそれなりにそれがある程度相殺するといふ役割を持たなければならぬといふふうに考えております。で、五十年予算の場合は、予算編成の時期は実を言つと十二月であつたわけですが、私どもは、景氣に対して財政がやはり中立的であるのが五十年予算については妥当であらうといふふうに考へておりました。で、そういう考えは現在の時点になりまして、さらに予想されたよりも民間経済の不況の程度が深刻化したとしておりまして、多少修正する必要があるのかもしれないが、少なくとも去年の十二月ぐらいの段階で申しますと、そういうふうな考へておりました。この点から一つ申し上げたいことは、今年度のやはり税収の伸びが非常に鈍くなるというところであります。したがって、今年度の予算といふのは、税制の方で申しますと、減税の幅は小さいわけでありまして、これはやむを得ないのだと考へております。

なぜかと言ふと、これは私自身も少民間の経済調査機関でやつたことでもあります。今年度の税収の見積もりは、たとえば法人税なんかを見てみますと、見積もられてはいる額が本当に入ってくるかどうか、これはちょっと疑わしいわけですね。というのは、なぜかと言ふと、景氣が非常に悪くなりまして、法人の利益が下がるわけでありまして、そういう点かなり財源が厳しいといふふうに考へます。予想されたよりも財源が厳しいのではないかといふふうに考へます。したがって、まあ減税幅が小さくなったことにつきましては、これは全体としてはやむを得ないといふふうに考へております。経済全体の観点から申しますと、税収入の問題がどういふところにあるかといふことはいま申し上げたところでありまして、次に、税制それ自身の公平さといふ観点から見て、ことしの税制改正がどういふふうに評価できるかといふことにつきまして、私見を述べさせていただきます。

第一に申し上げたいのは、所得税の減税の問題についてであります。所得税の減税が今回小幅にならざるを得ないということは、先ほど申した全体としての経済成長が非常に鈍って、景気の後退が激しいというときにおいてはやむを得ないことであると思います。しかし、減税の仕方については、従来のやり方がそのまま適用されてしかるべきであるかどうかということについては私は疑問を持っておりまして、というのは、従来の減税の仕方は、基礎控除すべて上げるわけでありまして、そうしますと、控除を上げたことの結果は、要するに、すべての所得階層の人々にとって減税の、税負担が軽くなるということになります。しかし、今後の日本の経済の状況を考え、そして現在の日本経済の状況を考えますと、減税の仕方はもう少し工夫をすべきじゃないか、減税の全体の幅は同じ幅でありましても、低所得者層に集中して減税が行われるような税制度を考えていいのではないかというふうに考えます。たとえばどういう例があるかと申しますと、諸外国で申しますと、アメリカにロー・インカム・アローアンスというのがあります。これは低所得者に対する控除を特別に設けているわけですね。ですから、もしそういう制度をつくれれば、日本の場合で申しますと、たとえばの話です、これはたとえばの話で、細かい計算は別にしたわけじゃありませんが、たとえば控除はそのままにしておきまして、四十九年度から変えずに別枠といたしまして、別枠控除として、たとえばいま夫婦二人で申しますと、百五十万円から五百万円ぐらいの間の所得階層の人々については、その所得について、一番低い人は三〇％ぐらいの控除を認めて、だんだん控除の比率を下げていって五百万円でゼロになるという、ですから、別な言葉で申しますと、百五十万円から五百万円の階層に減税が集中するように税制度を、たとえばそういうふうなやり方で変えるということは考えられてしかるべきだ、そのことの結果、減税幅は全体としては同じであります。

それから、あとの特別措置について多少私見を述べさせていただきますと、土地の譲渡所得課税の強化であります。これはかなり評価できるといふふうに考えます。というのは、最近東京都で算定されました税負担の調査がございまして、それなんかから見ても、都の土地譲渡所得課税を強化することによって、かなり高い所得階層の税負担が、いまだに軽過ぎたわけですが、主として土地の譲渡でもうけた人々の税負担がかなり上るわけでありまし、これは大きな改善であろうと思います。

それから、その次は利子・配当の税率の問題であります。これは先ほど友末参考人がおっしゃいましたように、現在では所得の把握がなかなかむずかしい、利子所得の把握がむずかしいという問題があつて、さしあたり分離しておいて税率を上げるといふやり方をとつたといふうに御説明になりましたわけですが、それはもっともだと思ひますけれども、多少疑問が残りますのは、五年間三〇%の措置を一応続けるということがございまして、これは現在の日本の税制の問題で申し

それから、先ほども申しましたが、医師の診料報酬の課税特例ですか、これは税制調査会で答申をされたわけですが、これは政府案には盛り込まれておりませんが、私どもはやはり税制調査会の答申は、その点で非常に、従来長い間の経過がありますが、とにかく一歩を進めたわけでありまして、これが実現を、政府案に盛り込まなかったことは残念であると思います。これはやはり現在の社会の全体の考え方の中で、やはりその不公平な課税ということに関しては、非常に国民の皆さんの関心が集中しておるわけでありまして、前から言われていることでありまして、なるべく早くこれを実現していただきたいというふうな考えております。

それから、後まゝ二、三所得税法、法人税法それから特別措置以外のことにについてちょっと私見を述べさせていただきますと、日本の場合は、ずっと言われておりますが、間接税の比重が下がってきておりまして、普通直間比率と呼んでおります。

で、これを一挙に所得税をシャウブ勧告がありましたように、ところまで戻して所得税を強化するというのはいつの考え方、私自身は一番基本的にはそれがいいとは思いますが、ただそれは最終的には納税者がどういうふうに考えるかと。アメリカの人々はやっぱり非常に税金を納めることに關して、ある意味で特に所得税をちゃんと納めるといふことに關してシビアン厳格な考え方をとっておりまして、逆にフランスの方々はそうでなくて、むしろ間接税の方がいいと考えている。で、日本の場合、納税者の方々がどういうふうに考えられるかというのは、私の想像では中間ぐらいだろうと。そうしますと、やはりなかなか所得税をアメリカ型にまで持っていくのにはかなり

時間がかかるし、大変だろうというふうな感じがするわけで、究極的には直接税、間接税というのとは、そういうふうな、何といいますが比率の問題よりは、やはりそれぞれの国々の納税者の意識、あるいは好みということに依存してきまってくるのではないか。それを見きわめながら今後の税制を考へていっていただくのがよろしいかと思えます。要するに単純に直間比率が高いから低いからという議論

では、直接税、間接税の配分をどうするかという決め手にはならないように考えております。

大体時間が参りましたので、この辺で私の意見を終わります。

○理事(山崎五郎君) どうもありがとうございます。

次に、西尾参考人にお願ひいたします。

○参考人(西尾祐男君) ただいま御紹介を受けました私、西尾でございます。日ごろ税理士として実務家の立場から、きょうは納税者の立場から、本日議題になっておりますこの三法案に関連をいたしまして意見を述べさせていただきますと思ひます。

最初に、税制改正の基本的な姿勢の問題と申しますか、そういった立場からこの五十年の税制改正をちょっと見ておきますと、新聞などを見ておきますと、ことしの税制改正というのは相続税法の改正と、もう一つは租税特別措置法の整理だということなことが一般には言われていたと思ひますけれども、しかし、実際この法律案を見ておきますと、今回はその相続税法の改正だけが表に出てきて、後はそう大して見るべきものはないんだというふうな私どもは考えております。

この三木内閣は、社会的な不正を是正するんだというふうなことを新聞などはよく書いていますけれども、そういう立場から今回の税制改正を見ておきますと、どうも果たしてそれが実現する方向にあるのかどうかということがいささか心配になるわけでありまして。

と申しますのは、たとえば具体的には、本日の議題にはございせんけれども、相続税法の改正見ますと、仮に私どもが昨年の十二月ごろに相続税の相談を受けると、去年の事に亡くなると、奥さんにたえば最高三千万までは減税する、課税しないというふうな規定を置いたわけですが、この方はたとえば結婚十年以上でなきやだめだというふうな規定にしてあるわけです。ところが、ことしになりますと、一夜明けたら直ちに今度は三分の一まあ無制限に課税をしないと、こういうふう

なことを決めますと、恐らく二人の方が申告をする時期というのはそう大して日が変わらないわけですが、六カ月後ですから。そうしますと、非常にそのアンバランスが強過ぎて、これが果たして社会的な不正を是正することになるかどうかというところについては、これは減税をするんだからいいやということにはいかないだらうと私は考えるわけでありまして。

それから、それとか、あるいは今度の租税特別措置法でいろいろ言われておりますところの例の税制調査会、先ほども友末参考人がおっしゃってありますが、これはなんかも、実は何回もすでに税制調査会が言っているわけでありまして。そういうわけですから、当然に政府はこれを今回提案しないと言ひ以上、提案しないということをするわけな提案案をしないんだということを国民に説明をする義務があるんじゃないかと私は考えるわけです。私も、大体私ども実務家が聞いておりますと、社会保険診療報酬の特例を一番受けてメリットの

ある医師の階層というのは、大体医師が一人で奥さんと看護婦が二人という比較的小さいお医者さんとか、診療所の人たちが一番メリットがあると言ひわれているわけでありまして。そういうふうなことが事実かどうかはわかりませんが、もしそういうことだといたしますと、国税当局は当然そういう方たちの申告の状況その他を把握しているわけでありまして、できるだけ今後、まあこの次に提案をするなら、そのときにはどうするのだというふうなことを、こういう委員会を通じて国民に説明をする必要があるんじゃないかと私は考へておられるわけです。これは別に党派を超えて国民がおかしいじゃないかと申している制度でござい

ますから、ぜひそういうことは今後明らかにしていただきたいと思いますというわけでありまして。

次に所得税の課税最低限の引き上げの議論になりますが、これは政府案よりか野党の議員の方々は、二百八十何万円に上げるといふような議論を盛んにしているわけでありまして。実はきのうの新

聞をちょっと見ておきますと、これは東京の武蔵野のあるAという方の所得の状況がちょっと書いてありまして、それによりますと、去年の十一月の収入はその方は十四万九千五百五十二円あったというのですね。これは夫婦と子供が三人の方で、文房具メーカーの課長補佐の三十三歳の方だそうですが、その方は、これは景気がこういうふうな後退しておりますから、収入で十四万三千三百九十二円ということでは、約七千円の減収になってしまったと、ところが、主食とか副食で見ますと、去年よりか約三〇%の食料費だけでもアップになっておると、こういう状態にあるというわけですが、ところが、これに対して、政府の今度の課税最低限の引き上げ方というのは、約二二%ぐらいだと思ひますが、それともう一つは、

実は今回の改正案を見ますと、たとえばそういう方が所得を補う意味で奥さんが内職するといふふうないたしますと、これは経費を控除したらもう十万円以上になると扶養家族、控除対象配偶者にしないという規定になっているわけですね。ところが、この方が、たまたま奥さんがどこかヘルパイトに働きに行つて給与所得者になりますと、まあ二十万円までは控除対象配偶者にできるといふふうなことを言っているわけですが、そうしますと、非常に働く人にとって、奥さんなら奥さんが内職するか、あるいはヘルパイトに働きに行くかによって非常に差がつくわけでありまして、こういう点についても、これは今回の法律案の中にありますから、ぜひそういう点の、なぜそういうことにするのか、もう少しできるだけそういう低所得者層を、先ほどの貝塚参考人もおっしゃいましたけれども、できるだけ保護、保護するといふか、低所得者層のためにこの改正をできるだけ考慮していただきたいと、このように思っているわけでありまして。

そこで、実務家の立場として、こういった姿勢の問題とは別に具体的に幾つかの問題を私は申しますが、第一は、通勤費についてであります。通勤費の非課税という問題は、現在では所得税法

の九条の一項の五号というところに非課税の規定があるわけですが、これを受けまして政令の二十条の二というところに詳細に規定してあります。簡単に申しますと、電車で通勤をするので九千円までは非課税にする、それから電車以外に自転車とか何かに乗って来ても、何でも最高九千円までしか非課税にしないという、そういうふうな決め方をしているわけですが、ところが、いろいろ調べてみますと、東京の周辺、大阪の周辺等の駅の周辺では、最近ごろにならばわかりやすいように、非常に自転車に乗って来る人が多いわけですが、そういった人たちの交通機関別に分けて、最高九千円までしか認めないということをおっしゃいますけれども、これは私は、最近の所得の少ない人は遠くに住むようになるわけですから、そういう人たちのことを考えれば、本法の方に通勤費は非課税だと書いてある以上は、これはできるだけそういう制限なんか撤廃した方がいいんじゃないか、むしろ積極的に通勤費は全額経費に見て、要するに所得税はかけない、こういう立場をとつてもその問題にはならぬだろうと私は考えるわけですが、

それから、そういう立場から見てみますと、いろいろ先ほどのこととちよつと調べてみたんですが、東京都の、たとえば八王子市の周辺の人たちを調べると、約二五%から三〇%ぐらい自転車を通じて来た人なかにしているわけですから、減税の幅はある程度あると思ひますけれども、しかし、これは積極的に取り上げてもらいたいというのが、私の偽らざる願ひであります。

それから次に、今度は細かい問題でございましてけれども、御存じのように所得税や法人税で、申告とか申請とか、いろいろ規定がありまして、期日に関する規定がございまして。たとえば普通の給与所得者というのは、給料を今月もらつと、来月の十日には源泉所得税の納付をするわけですが、この十日は源泉所得税の納付をするわけですが、この十日は、あるいは月末になるのか、いろいろなことにしてあります。一番私どももちょっと困っているのは、十二月に取つたいろいろな源泉をし

たものを、一月十日に納付するというのが若干時間的に非常に困難を来しておる。ですから、こういうのは、たとえば一月末に払えるようにするとか、できるだけ、こういった納税者が、特に戸を見なければいけません。税金を払うのか心配だというふうなことのないうにひとつしていただきた。昨年ですか、例の個人所得者のみなし法人という制度ができたんですが、あの場合に、みなし法人の給与所得のような形で事業主報酬を払うわけですが、この事業主報酬の額の変更の届け出は、去年の十二月三十一日まで、ここの分を要するに届け出なければいけません。ただし、青色申告の届けは三月十五日でよろしいというふうなことで、アンバランスになっているわけですね。こういうものは、できるだけ、だれが見てもすぐわかるようにしていただきたい。たとえば、もう一つ挙げますと、所得税の場合、人が亡くなると、準備申告というものは亡くなってから四カ月目に申告しなくてはならない。ところが、相続税の方は六カ月目に申告しなくてはならない。こういうものをなるべく整理をして、できるだけ所得税と相続税一緒にしたって構わないわけですから、六カ月にするとか、こういうようなものもやってもいいと思うのです。法人税でもそういう制度がございまして、ですから、大所高所に立った議論も非常にいていた。だいたいわけですけれども、同時に納税者の便宜というふうなことも考えて、ひとつ税制改正というものを議論していただきたいと思うのです。

第三番目は、これは例の農地の相続税の問題に絡んでの話でありますけれども、今回の租税特別措置法を見ておきますと、農業課税について、農業投資価格をもって評価をするというふうな書き方があるわけですね。ところが、このようなかき方というのは、別に農業だけでなくて、実は中小企業だってぜひそういうことはしていただきたいわけでありまして、またその農業投資価格の農地と、その他財産を分離して、そこで納税の猶予制度というものを取り入れるとすれば、それと同じようなことを中小企業にもやってもえぬだろうかと私たちは考えるわけです。これは、今後恐らくできるであろうところの、各国税局につくられるところの土地評価審議会というふうなところで議論されるんだろうと思っておりますけれども、何をどういうふうなことで議論するのかというところを、この委員会でも十分詰めておいてもらわないと、あちらの方へいつたら違ったようなことになってしまったんじゃ困りますので、それだけひとつそちらの方も皆さんの方で、ぜひ国会で国民にわかるようにひとつ説明を求めてもらいたい。このように私も思っていますし、また納税者としても政府と一緒にいって、今後こういう制度をきちんとしていく意味では、あらかじめ明らかにしていく必要があるかと、このように考えるわけでありまして。

それから、具体的な問題として、またもう一つ挙げてみますと、普通は措置法の改正というのは、できるだけ整理をする方向にいくのがいいんだということが一般に言われておるわけでありまして、たとえば今回提案されておりますところの租税特別措置法の三十四条の二とか、六十五条の四というところを見ますと、ここには――私は、千葉県に住んでおるものですからちょっと申し上げますが、新東京国際空港公団に土地を譲渡する、個人の場合は千五百万の特別控除をする。法人の場合は土地重課制度の適用を除外するという。ことに今度はしたわけですね。しかし、この場合いろいろ聞いておきますと、いわゆる成田空港の周辺はすでに相当不動産業者が土地を買占めておるといふ実例があるようでありまして、そうしますと、果たしてこういう減税を四十四年一月以後に買った人たちが適用しなければならぬのかどうか、これは慎重に皆さん方、先生方の方でひとつ審議をしていただいて、そういう人たちが、あらかじめすてにそういつたことが、本来はできないのに、今国会でもって改正したために、特に減税されるというふうなことが果たしていいのかどうか、ひとつぜひその辺のことは慎重に審議を

していただきたいと、このように思っております。時間が余りありませんけれども、なお次に、実務的な話でありますけれども、登録免許税の改正が若干この措置法の中に出てまいります。いまの政府系の金融機関からの融資を受けますと抵当権を設定した場合には、これは登録免許税法の四条というところで、これは非課税にするような形になっております。ところが、必ずしも全部が非課税になっていないかと、たとえば中小企業退職金共済事業団というふうなところから、福祉施設をつくるために金を借りると、これは抵当権の登録税の免除はしないようであります。それから、たとえば東京都とか大阪府とかいうふうな、こういう地方自治団体が特別の融資のあつせんというふうなことをやってみても、これは制度融資ではないからかどうかかわかりませんが、登録免許税というところではいまの登録免許税の減税というふうなことをやりません。そこで、できるだけこういう登録免許税の制度を、減税をするならば、もう少し広くもう一度洗い直してもらって、納税者の要求に合うような方向にひとつもう一遍お考え願えないだろうかと思うわけでありまして、私まあ最後に一つ、これは今回の税制と必ずしも結びつく話ではございませんけれども、お願いをしておきたいのは、実はことしの確定申告の際に、私、相談を受けたものがあつまして、これは、たとえばこの方がA子さんならA子さんといふたしますと、この方は結婚後十五年間夫とともに父の名義の田畑を耕して、事実上は夫の両親を扶養してきたわけでありまして、ところが、このA子さんの夫が四十六年に亡くなったわけでありまして、そのときは夫名義の土地なり建物は何もなかったために、要するにお嫁さんとしてもう少し一生懸命働こうというふうなことで、おじいさん、おばあさんを扶養して働いていたわけですね。ところが、昨年おじいさん、今度はお父さんが亡くなったわけですね。ところが、いまの法律でいくと、養女に――お嫁さんが両親のところへ入っている

いものですから、ただ単なるお嫁さんというふうなことではかきません。そこで、特にお父さんがお嫁さんさんに財産でも分けてやるとかなんかいふようなことが遺言でもしてあればいいんでしようけれども、それもなかった。そこで、なおA子さん自身も財産分与なんというふうなことができないのか、全然知りませんので、それもしてなかった。そういたしますと、最近になって非常に財産を分けてくれとかなんとかという話をみんなから聞きますものだから、心配になつて、これは税務署にちょっと相談したらいいですね。そうしたら、お母さんも前に来たとき、お母さんの話聞くと、その話を聞くと、財産をお母さんがもったわけですね。お父さんが亡くなったわけですね、お父さんの財産はお母さんにいつていふもので、お父さんの財産はお母さんがお嫁さんに分けてやると贈与税がかかるんだということを言われたわけですね。もちろん贈与税がかかるわけですが、それからもう一つは、財産分与と贈与税というふうなものが、分与請求権というものが民法上あるのかないのかまだはっきりしていません。そこで、十五年間一生懸命お母さんとか親のために働いておつても、贈与税は相当高くなる。それからお嫁さんとしてはどうにもならないというふうなことなんでありまして、こういうふうな方が、恐らく田舎にはかなりあると思います。ところが、いまさっき、最初に私が冒頭で申しましたように、今度の相続税法では、一日でも結婚をしていればその三分の一はもう非課税にしてしまふというところを片っ方の方では言っておつて、片っ方ではそういう、法律上若干不備かどうかかわかりませんが、問題があるような人たちが、十五年間も働いておつても贈与税をかけるというふうなそういう税制度をつくつておつたのでは、これは私はまさに不公平な制度になつてしまふのではないかと、私はそういうふうなことを考えております。どうか本委員会でもういつた問題も含めて、長期的にわが国の納税者が進んで納税に協力できるように、うな、そういう制度をおつくりになるようにひと

十分御審議をしていただきたいと、かように考へるわけでありませう。

以上、私の所見を述べさせていただきます次第でございます。

○理事(山崎五郎君) どうもありがとうございます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚喬君 社会党の大塚喬と申します。

それぞれお尋ねをいたしたいと思ひますが、初めに友末参考人にお尋ねをいたします。

税制調査会は内閣総理大臣の税制に関する諮問機関、こういうことで承知をいたしておるわけですが、現実問題として、大蔵省が具体的な事項を取り上げて、そしてその問題だけを審議されておりますのか、あるいはまた諮問された以外の問題についても審議をされておるのか、その具体的な中身と申しますか、これを初めにお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(友末洋治君) お答えを申し上げます。

税制は、大蔵省が具体的な事項について諮問して、それについて審議するの、かという趣旨の御質問であつたかと思ひます。もちろん諮問機関でございますから、諮問は受けるのでございますが、その諮問というものは非常に大きな事項になつております。最近の経済社会事情に即応する税制の改正いかんといったような非常に広範な問題の諮問でございます。で、その諮問を受けて税制をいたしましては、諸般の事情を考慮し、また従来からいろいろ懸案になつておる事項もたくさん抱えております。そこで、社会経済上の情勢からいって最も緊急を要する事項に限って能率的に調査審議をいたしておるのでございます。従来は、実は社会経済発展計画という財政経済の全般を通ずる国の基本的な方針が具体的に決められておりました、それを土台にいたしまして検討を続けたのでありますが、現在は、その社会経済の基本計画というものが役に立たない状況になつておりまして、改めて五十一年度からこれを策定しなければならぬという状況になつております。

す。したがいまして、本年度は、さような国全体を通じての財政経済の基本というものを参考にしながら、税制改正を検討するということはできなかったでございますが、現在の情勢が、御承知のように、インフレを克服し物価を安定せしめるということが国の最大の課題でございますから、それに役立つような、また緊急を要する事項に限って税制改正の案を時間内に能率的に審議をして、これが実情でございます。

○大塚喬君 一つは、きのうの日本経済新聞に報道された問題について特に関心を深くいたしておるわけですが、私どもの受けとめ方は、政府の諮問ということを中心にしてその審議をされておると、そういうふうな印象が強いわけでありませう。もしそうだとすれば、これは大蔵省の改正方向をどう、何というか、是認するやうな、大蔵省、政府は税制を隠れみのにして税制改正というものをうまく利用しておるといふやうな、そういう印象を強く持つております。

具体的な質問になるわけですが、きのうの日報によりますと、法人事業税の「売上高などに課税」といふことで、昭和五十一年度から地方税法の中で、これは地方税法の改正も税制の審議の対象の中に入つておると承知をいたしておるわけでありませうが、付加価値税のものを自治省として来年度からこれを取り上げること。この付加価値税の問題は、この当委員会でも何度か議論の出たところでありませうが、突如として自治省がこういうことに踏み切つたことについて、大蔵省ももはや疑念、疑念を持つておるわけでありませう。この付加価値税の問題について、これは是非について税制としては現在までに審議をされた経過がございますか。審議をされたらすれば、それらの経緯について簡明にひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(友末洋治君) 付加価値税に対して審議したかどうかという御質問でございます。実は、昭和四十六年にある程度の答申が付加価値税について出ております。一般消費税を導入することの

可否を判断するに必要な問題点の整理、検討を進めるべきである。一般消費税は、いわゆる付加価値税といふものを含んでおる問題でございます。付加価値税につきましては、その程度の検討であり、また税制をいたしましては、諸外国の付加価値税の状況等も検討はいたしましたけれども、いまだ最終的な、結論的な答申は出しておりません。

○大塚喬君 そうしますと、この自治省の発表については、税制としては特別にいままで何らかの関連をされたといふやうなことはなくて、この自治省の発表といふのは、これは自治省独自としてなされたものでございませうか。それらのいままでの経緯についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(友末洋治君) 御承知のように地方税につきましてはシャウプ勧告がございませう。法人事業税につきましては、外形標準によつて課税するといふことも含めた内容に実はなつておるのでございまして、現在でもやろうとすればできないことではないのでございませう。これをやるかやらぬかという問題を、自治省で目下検討をいたしておるところでございます。また税制調査会に何らかの誤りを受けておりませう。

○大塚喬君 先ほどもそれぞれ参考人の方から述べられました。このしるの答申の中で、社会保険診療報酬課税の特例の是正の問題について、租税特別措置のトップに、一番最初にこの答申がなされております。しかも、その中の文言によりますと、「この際は長年の懸案となつていた特別是正の第一歩を踏み出すことを最優先に考えるべきであり、そうした観点から上記の案は適当な案であると認めた」と。しかも、四段階の具体的な控除率まで示して答申をされたものを拝見いたしておるわけですが、ところが、実際には、政府のこの税制改正の要綱を見ますと、たつた一言備考のところで、「社会保険診療報酬課税の特例措置の改善合理化は、次回診療報酬改訂と同時に実施する。」といふことで、軽く逃げられておる。税制

調査会としては、まるきり一番重点に置いたものと、こう考へるわけでありませうが、肩すかしをされた形で、政府はこれについて何らの取り上げをされておられません。この問題について税制としては、この政府の今回の税制改正についての何らかのやっぱり御意見を私どもはぜひ承りたいと思へておるわけですが、いかがでございますか。

○参考人(友末洋治君) 御承知のように社会保険診療報酬課税の特例につきましては、政治的な妥協によつて昭和二十六年であつたかと思ひますが、できた、税制を通らない案でございます。国会でお決めたものでございませう。これも社会保険診療報酬の適正化の実現までという過渡的な意味におきましての実現であつたかと思ひます。これは収入の多い人も少ない人も一律に七二％控除するのでございませう。納税者といふことは、何としてもこれは納税者であるといふふうに感じておるのが実情でございます。そこで、毎年毎年税制では繰り返し繰り返しの問題が論議されたのでございませうが、一日も早くこれを解決すべきである、診療報酬と課税の特例というものは縁を切るべきである、報酬としてもらうものはない、税として払うべきものである。と、かように割り切つていくべきものである。七二％の特例によつて優遇されておるとすると、一般の税金は、極端に申しますと、一般の納税者が犠牲的にこれにかかつておると申しても、決して過言ではない。それで果たして医者の良心があるいは社会的責任感を持てるかどうか疑問に感ぜざるを得ないのであります。で、今度こそは何とかひとつ目鼻をつけたらというので、特別部会まで設けて基本的な方向をまず出し、第二段階におきまして具体的な案を作成したのであります。その案を見てみましても、ごらんのとおり五二％控除が最低でございませう。五二％にはある程度の基礎があるのでございませう。全面的に調査がなかなか困難でございませう。サンプル調査でしたものでありますといふと、平均いたしま

して五二％が必要経費ということになるのであります。これから考えましてだんだん上がってまいりまして、七二％と、現在控除されておる七二％がまだ残さざるを得なかつたので、税調では非常にこれが論議されて、どうもまだ七二％が残っている、この適用を受けるお医者さんがかなり多いのじゃないか、そうすると、特例改正をしても実質的な効果がきわめて薄いじゃないか、納得できないという議論もかなり強かつたのであります。が、しかし、多年の問題を解決する場合に、一挙には実はいりませんので、何とか、のどに通らぬところはあるかもしれませんが、まず解決の第一歩を踏み出して、これからだんだんこれを改善していこうという気持ちで、答申のよきな姿になつていくことを御了解いただきたいと存じます。

○大塚喬君 もう二点ほど一語にひとつお尋ねをいたします。

一つは利子・配当課税の適正化という問題と、それから土地の譲渡課税の問題と、五年間延長が今度の法改正の中で出されておるわけです。で、私どもは、これはやっぱり不公平の一番の元凶だと、こう考へておるわけですが、税調として、この把握を適正にできないという理由だけで五年間という期間を設定したのか、これは二年でも三年でもいいじゃないか、なぜそれだけの間にその努力をしないんだらうと、こういう疑惑が残るわけでありまして、この五年という問題について、税調として答申をされたその基礎は、どういうところで五年ということに答申をされたのかひとつお聞かせをいただきたい。

もう一つは入場税。今度の答申の中には入場税の改正は何ら税調としては触れられておりません。ところが、大蔵省段階になつてぽつと大蔵大蔵な入場税の減免の措置が図られたことに何か腑に落ちないところが残るわけでありまして、この点の経緯についてひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(友末洋治君) 五年間の問題につきまし

ては税調でも非常に議論がございました。余りに長過ぎるじゃないか、もつと早くやるべきだという意見もかなり強かつたのでございますが、何ぶんにも実態の把握をやるためには各種の調査もいたさなければなりませんし、慎重の上にも慎重を期していきたいというので、ようやく落ちついたのでございます。しかし、これにはただし書きがついておりまして、五年以内におきまして、実態把握の見通しがつき次第これは改正に踏み切るべきだと、まあ文句には出ておりませんが、かような了解のもとに五年というものを了承したと、さうに御了承いただきたいと思ひます。

○大塚喬君 入場税の問題……

○参考人(友末洋治君) 入場税につきましては、ちよつと話が、私自身が聞いたぐらいな程度でございまして、国税でございまして、税調としてはその突っ込んで審議する必要もあるまいというふうな気持ちもあり、また時間的な関係もございまして、これを取り上げて検討するまでに至らなかつた。改正の結果を見ますという、税収はきわめてわずかなもので、有名無実と言つていい程度の税収に相なつておるかと思ひます。かような実情でございまして。

○大塚喬君 次に貝塚参考人にお尋ねをいたします。

わが国が従来までの高度経済成長政策から低成長時代、安定成長というところに転換を迫られておりますが、税制面においてもその中で不公平是正を通じて福祉財源調達という問題が一番大きな問題になつてくるだらうと思つております。

で、貝塚参考人にお尋ねをしたいことは、今後福祉財源をいかなる形の税で調達をしていくべきか、これらの問題についてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(貝塚啓明君) 福祉財源の問題は、現在では、大部分は社会保険の掛金という形で実をいうと賄われているわけでありまして、租税そのもので、一般会計で負担している部分というのはいまのところ余り大きくはありません。したが

まして、これからの問題は、むしろ社会保険のところですね。たとえば実際に、現在もうすでにかなりはつきりしておりますが、たとえば国民年金ですと、もう来年くらいからほぼ赤字になるわけですね。でありますから、一つは、やはり社会保険の中では正をするということが一つのやり方だろふと思ひます。それからもう一つは、さうでない場合は、やはり一般財源ということになるわけは、現在の例で申しますと、老齢福祉年金というのは、あるいは障害者年金というのは一般会計で支出がなされておりますし、あるいは生活保護費というのも一般会計で支出がなされております。その部分があるわけで、結局、私自身の意見を申しますと、やはり、さしあたりは社会保険の中で全体として財政がバランスするように制度を変えた方がよいというふうな考へております。

もう少し具体的に申しますと、現在、たとえば年金ですと、厚生年金というのが大体企業で働いている方が老後になつて受ける年金ですが、こちらの方は、平たく言えば、非常に黒字であるわけですね。国民年金、その他の方は赤字になつてきています。ですから、社会保険の一番の理想と言ひますか、あるべき姿は、国民のすべてに対して一定の給付を与えて、その負担はみんなで分かち合うという感じであると思ひますので、そういう点で、現在働いている人は非常にかせぐ力があるわけですが、さうでない人々はなくなるわけで、その辺のアンバランスがありますので、全体として、何と言ひますか、プールをしてや

つた方がよろしいかと思ひます。

大体さういうふうな考へております。

○大塚喬君 次に、先ほどもちよつと触れられたのでありますが、所得税、相続税、これは、その所得の再配分の機能を通じて富の偏在を是正する、こういうものであらうと考へるわけであり

い、いわゆる負担感というものと、それから実質上の負担という問題との論議が出されて、いわゆる重税感、負担感というものが強く政府の答申の中にやっぱり出されてまいりました。この問題について参考人はどのようにお考えでございましょうか、承りたいと思ひます。どつちをポイントにして考へたいのかという問題ですが。

○参考人(貝塚啓明君) 私が考へておりますことは、負担感というのはいろんな原因があるだらうと思ひますが、だれしも税金は軽い方がいいというの、個人の立場ではさうであります。負担感で不公平が起きてくるというのは、やはり税制それ自身が不公平であつて、他の人とは比べて同じ所得を得ている場合に、ほかの人の方が負担している税金が低いじゃないかと。ですから、他の人との比較において負担感ということがやはり問題になると思ひますので、したが

は、やはり一番中心は所得税をきつちりと公平に課税するようには正すれば、ある程度負担感の問題というのは解消すると思ひます。なくなつて思ふんです。しかし、最後に残るところは、やはり税金を負担しているというところは、あくまで負担でありますから、負担が残るということは否定いたしませんけれども、税制それ自身を公平化することによつてかなり負担感は変わってくるだらう。たとえば具体的に申しますと、クロヨンとかトーゴーサンとかいうふうな所得の把握の問題について不公平ではないかと、さういふことがかなり納税者の人々が、どうも不公平であつて、自分が重く負担し過ぎてゐるんじゃないかというふうな考へる一つの原因だらうと。その是正は、所得税制それ自身を変へることによつて、あるいは税務行政の問題でもありますけれども、さういふことを是正することによつてかなり変わってくるというふうな考へられます。

○大塚喬君 いま私がお尋ねしたことについては、どちらにその重点を置くかということについては、ちよつと私いまのお答えでははつきりしなかつたわけでありまして富の偏在を是正する、こ

ういう立場で前回も大蔵大臣に富裕税の創設の問題について伺ったわけでありまして、この問題についてどのようなお考えでございましょうか。私どもは今度の相続税の改正や何かを通じて、まことに逆行して、この段階で富裕税の創設という問題をやっぱり真剣に考えるべきではないかという感じを強く持つわけでございまして、参考人のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(貝塚啓明君) 富裕税はシャウプ勧告のときに導入されたわけですが、そのときの経緯は、所得の税率が高い所得階層は、たしか五〇%だったと思いますが、いまよりかなり低いわけですね。税率を低くすることの結果として、高い所得階層に対して別に富裕税をかけるという考え方をとったわけですね。その後は大体そういう考え方がとられたと思いますが、現在ここ二、三年のところ、私はやはり富の——資産の保有の不公平というのはいまふんはつきり出てきたと思います。それは、たとえば長期分離ですね、土地の譲渡所得なんかで非常に低くしたというふうな考えられます。長期譲渡所得で土地を売った人というのは相当あって、そういう人々がどれだけ土地を売ったかというところはこれはもうわかっていて、低いです。そういう人々に対して課税はかなり低いわけでありまして、そうしますと実際にそういう人々々が大きな所得を得ているというところはもう確かでありまして、やはりそこそこにはずいぶん、最近の富の不公平といいますが、そういうところから強く出てくるわけで、かなり富が偏在しているという証拠があるというふうな考えです。したがって、富裕税を別の理由から、従来言われておりますような所得税との関連で、所得の高い方が税率が低いというのゆえに、別に富裕税を補完的に課税をするというのではなくして、最近の富の偏在をやはり是正すべきだということ、かなり高いところを中心に税金を新しくかけるということには私は賛成いたします。

○大塚喬君 次に、西尾参考人にお尋ねをいたします。

先ほど猶予期間が五年延長ということになったわけでありまして、その理由は、大蔵省のしぜいの説明で、把握が十分にできないんだと、こういうことで、その努力がなされてきたのかという質問をしても、回答が得られませんでした。具体的に、この把握について、実務という立場から、何かお考えをいただいていることがあったらお聞かせをいただきたいと思います。

○参考人(西尾祐男君) いまのお話は、多分、利子と配当の分離課税の問題だろうと思うんですけども、普通言われていることとして、裏預金というふうなものがあるに多分多い。そこで、裏預金の利子というふうなものも把握ができない、名前がだれだかわからないというふうなことを言っているわけでありまして、しかしこれは、銀行にも預金もいろいろあるんでしようけれども、大体、銀行なら銀行に預金をされるに、ある一定の金額以上については、いままでもマル優制度とかいろいろものをとっておりまして、ああいう制度をもっときつとシビアにやれば、だれがどうなったかというところもわかるわけでありまして、それが若干銀行業務に負担になったとしても、不公平感というものは是正されるならば、それはやむを得ないんじゃないかというふうに考えます。ただそのやり方として、いまのように銀行に完全に任せっぱなしみたいなことにはして、おとて、チェックをやりしてないというふうなことで、これはやってもほとんど効果がでないだろうというふうな感じがします。ですから、私は、若干、いままでの銀行の検査というか、そのものの自体の検査というものが十分にされていないから、だめですから、そこをやるような、そういうシステムをつくらなければならぬというふうに私まず第一に考えます。

○大塚喬君 次に、確定申告書の提出期限の特例の問題、今回の改正に伴い、法人税法の改正では、確定申告書の提出期限の特例制度が設けられたわけでありまして、そこで、会計監査人の監査のための決算が確定しない場合一カ月の期限延長を行うこととして、原則的に一カ月というところが認められることになるわけですが、この期限延長というものは妥当でございましょうか、いかがでございましょうか。

○参考人(西尾祐男君) お答えします。

これは、実は、今度の改正案で見ますと、法人税法の七十五条の二というところで、そういうふうな延長させるというふうな規定を置いているんですが、「特例」だと書いてある。ところが、商法の改正では、はつきり三カ月までは、決算の確定は三カ月間でやれば、おくれでもない、おくれでと言わうか、三カ月間でやればいいわけですが、そうしますと、大法人は会計監査人が監査をするんだから三カ月で、中小法人は原則は二カ月だということをお前提としてこの法律はできているのだと思いが、今後、中小法人でも、慎重に自分の権利なら権利とか、そういうものを主張するためにも、もう少し見直しをするという時間がほしいと私は思います。ですから、何も、二カ月が原則で、特別に税務署長に届けて承認してもらえば三カ月でできるというふうな制度じゃなくて、逆にしたらどうか。私は、中小企業の場合もむしろ三カ月が原則だというふうにしてもらいたいと思うんです。それは、最初の年だけが税収が若干狂うだけでありまして、後は同じになるわけであ

りますから、今回のようなそういう改正でなく、むしろ、積極的に全部の法人にそういう三カ月ができるようにしていただきたい、そういうふうに思います。

○大塚喬君 それから、私どもは、いまでも関係者の皆さん方からお聞きをしてきたところでありまして、今回の改正で、税理士と公認会計士の領域の問題で一体どうなるんだと、こういう一つの考えがどうしても起きてまいります。で、税理士会の立場からこれについての意見をお聞かせいただきたと思います。いかがでございましょうか。

○参考人(西尾祐男君) 私、いま税理士会の立場としていろいろ言えるような立場におりませんけれども、ただ私もずっといままでも税理士会のいろんなことをやっております。感ずるところは、いままでのようにその利害関係人がある会社の税務代理というのをやっております。これは利害関係人であるから、公認会計士は完全に排除して、こういうことを言っても、実際問題として、納税者側のほうにすれば、公認会計士であり、同時に税理士の資格を持っている人には相談をしたくなるというのが当然だろうと思うんです。まして資本金五千万円以上の会社というやつは、全部各国税務の管轄になるわけでありまして、しかし、これらの会社あるいは一億円以上の会社というものが、必ずしも全部が全部いまま言った上場しているわけでもありませんけれども、しかし、いづれにいたしましても、そういうのは七十五条の二の特例を受けやすいような会社が多いわけですね。そうしますと、そういうところはどうしても監査に時間がかかったりなんかしますから、自然に公認会計士監査と、税理士の仕事と競合するようになっています。そこでは、当然だろうと思いが、税理士の仕事の領域に公認会計士の業務が入る。業務というか、処分の仕事が入ってきたりして非常に混乱を来すことは確かだと思いが、ですから、私はこの際こういって問題を含めて、も

う少し十分利害関係人には絶対させないならさ
ないというところをはっきりさせるか、あるいは
合した場合でも、こういう条件ならいいんだと
いうようなことにさせない、いつまでもいまの
ような状態ですと、これは私は、見方を変えま
す、民間のそういう団体にある程度けんかをさ
しておいた方が都合がいいというようになるの
うかわかりませんが、そういうふうなところ
になってしまふ可能性はあるわけです。私は、本
にそういう納税者なりあるいは企業側の立場で
を考へますと、いつまでもこの問題だけを議
論しているのは得策ではないと私は考へます。

○大塚喬君 お話をお聞きして、これはまあ今
の委員会の運営にも関係することですが、もう
と二、三日、数日でこの法案を上げなければ
ないという段階で、参考人から意見を聞いて法
案の審査に資するというのはちよつと私は時間
に遅過ぎる、そういう感じを持っております。で、
ひとつ、大変有益なお話をお聞きして、まあ今
法案がぎりぎりのところへ迫つたということの段
階でなしに、私も今後の委員会の審議の中に
十分生かされるような時間的な余裕を持った中
で参考人から意見を聞くということをしてひと
つ後図つていただきたい。

それから最後に一言、それぞれ参考人にお尋
ねをいたしますが、いわゆる租税特別措置につ
いて一言で結構でございますから、それぞれの見解を
簡単に明瞭にひとつお聞かせいただきたいと思
います。どうぞお願いいたします。

○参考人(友末洋治君) 実は、高度経済成長の結
果、かなり特別措置が多く出されてまいつてお
ります。それはそれとして効果があつたことと思
いますが、時代は変わつてまいつております。どう
してもこれはだんだんと整理していかなければなら
ぬ。そこで税調といたしましては、逐次この整理
の方向をとつております。かなり整理したもの
もございますが、また大企業の方面の方は整理い
たしますけれども、中小法人とか、あるいは公
害の防除とか、そういう方面に、福祉社会建設の

方向に重点を移行しながら整理を進めていくとい
う態度をとつております。

○参考人(員塚啓明君) 一言で申し上げますと、租
税特別措置は従来非常にたくさんつくられたわけ
ですが、私も学者がいろいろ調べてみますと効果
があるということがよくわからぬ。要するに効
果がどうもなかったらしいという感じを持つてお
りまして、そういったしますと公平性だけを欠い
て、現在の税制が非常にこう所得税制がなかなか
公平を取り戻せないというの、過去非常に多
くの特別措置をつくりました結果、穴をふさぐの
に時間が非常にかかつて、残念ながらそういう状
況になつておる。したがうして、今後特別措置
というのはなるべく撤廃すべきではないか。ただ
そのときに一言だけつけ加へさせていただきます
と、今後別の方向であまり特別措置をやはりおつ
くりにならない方が私はよろしいと思ひます。同
じことがまた別の方向で起きますと、同じような
ことになるというふうな感じを持っております。

○参考人(西尾祐男君) 租税特別措置というの
は、中小企業にだけ適用されるというのはほとん
どないですね、非常に少ないです。ですから、こ
の一般に非常に納税者の数からいけば中小企業が
非常に多いわけですが、そういう人たちがほとん
どわからない。わからぬということ自分に関係
がないから。そこで、どうせつくるなら、中
小企業のためにあるようなことをつくつてあれ
ば少しは関心を持つてしようが、関心がないか
ら結果的にいつまでもいつまでも居座つてしま
うというふうになるわけで、やはりこれは国民
にもつとわかるようにして、こうなつていますよ
と、要するにあなたの方の税金はこうだけれど、
大会社はこうですよというふうなことをむしろ積
極的にもしやば、国民の側からも、まあ選挙か
何かそういうものを通じてこれを廃止しろとか何
かということをはっきり言つてくれると思つてす
よ。ですからむしろ私は、廃止するなり整理する
という方向を打ち出す以上は、もつとわかりやす
く、現在の状態自体をわかりやすく整理してあげ

れば、自然にそれは廃止しなきゃいかぬという議
論になると思ひますから、そういう方向で、でき
るだけ私は、何でもかんでも目のかたきにする
というのではなくて、徐々に整理する方向にいきな
がら、やっぱり効果があるならあるもので一応や
むを得ないとして置いておいて、結局、中小企業
なら中小企業のためにあるものは置いておきな
さいと、一応当面は。ただし結果として歩調を合
せて、ほかの政策と合わせて整理していくとい
う方向に行つた方がよいと思ひます。できるだけ
いう意味で私は国民にこういう委員会等を通じ
て、租税特別措置というものはどうなつてい
うことを明らかにしていただきたい、かように
思ひます。

○大塚喬君 大変ありがとうございます。これ
で私の質問終了いたします。

○理事(山崎五郎君) 先ほどの大塚君の要望につ
きましては、御趣旨に沿うよう努力いたしますの
で御了承願ひます。

○寺田熊雄君 ただいま大塚委員から富裕税の問
題について員塚参考人の御意見伺つたようです
が、友末参考人の御意見いかがですか。

○参考人(友末洋治君) 富裕税は過去におきま
して、たしか二十五年だったかと思ひますが、一度
創設されました。二十八年に廃止された歴史
を持つておるのをごさいます。この廃止された理
由いろいろあるかと思ひますが、問題点は、性
格として所得税のまあ補完税である、という
意味から申しますと、富裕税を創設した
場合に、所得税の税率をどうしようかと思ひま
す。それから無記名証券等の不表現資産の把握が
困難な問題を含んでおります。さらに無収益の
資産に對して課税するかどうか、理論的には
確かに貧富の差を少なくいたしますことが社会
的公平であり、社会的不安の除去ということがな
るので、わかるんであります。これを直ちに
創設するかどうか、どうも私は考え方が古いかも
しれませんが、旧税は良税なりといった感じが非

常に強いんであります。古い税金をできるだけ
手を加えて実態に即応するように持つていくと。
新しい税を創設いたしますことは、よほどこ
れは慎重に考えなきゃならぬ問題である。なおこ
れは他国、諸外国との比較をすることは、それぞ
れ国柄が違ひますし、歴史、伝統が違ふので適
当ではないかと思ひますが、日本の現在の直接
税は、高所得者に対してかなり割高のような状
況になつております。これらもあわせて考慮す
る必要があると、かように考へております。

○寺田熊雄君 日本のいまの所得税制が果たして
諸外国に比べて高所得者にきつめて厳しいかど
うか、私は非常に疑問だと思ひますけれども、そ
ういたしますと、税調の支配的意見といひます
のは、富の偏在の是正についてはどういう方向に
税制を改正していったらいいかというふうにお考
へなんでしょうか。

○参考人(友末洋治君) 既存の税、すなわち直接
税、日本の税は中心が直接税になつております。
所得税にいたしましては、法人税にいたしまして
も、これをできるだけひとつ手直しをいたしまし
て、この垂直的な公平を期するという点を重視す
べきであると。同時に、直間比率の問題も出てお
りますけれども、どうも直接税に少し片寄り過
ぎておるという感じを、どうも税制調査会の委員
の皆さんはお持ちのようでございます。かつては
六十何%の間接税があつた時代もあるものであり
ますが、現在わずかに二五、六%になつております。
その間接税そのものが物品税を中心といたしまし
て横のアンバランスがかなり出てまいつておりま
す。これに余りウェイトがかからな過ぎるとい
うと、いろいろな弊害が出てまいりますので、間
接税を強化いたしまして、適当な地位をこれに与
えていくという方向をとるべきではなからうかと
いうのが、税調におきまする一般的な考への方
うでございます。

○寺田熊雄君 間接税は、もう釈迦に説法の方
ですが、富の偏在を是正していくという点につ
いてはほとんど無力ですね。これはまあ特別の、た

たとえばどういふのでしようかね、著しく奢侈的な商品に対する課税というふうなものは、これは重く課税していくという点で意味がないことではないんですが、しかし、一般的に言われていることは、大衆でもお金持ちでも、同一の商品についてその消費高に差異があるわけではございませんからね、ですから、どちらかというと、大衆的な負担というものをむしろ高めていくのだと、しかし、まあ非常に徴税技術としては容易であるという点、特色がありますね。また税の負担感というものが案外なうちに取られてしまふという面はあります、富の偏在を是正していくという点では余り効果はないように思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○参考人(友末洋治君) 直接税というもののウェイトが余りかかり過ぎておりますという点、言葉が適当じゃないかと思ひますけれども、脱税がどうも多くなるといいますか、そういう欠陥も持っております、たとえば貯金の口座にいたしまして一億円しかないのに二億の口座を持っております、財産の把握というものがなかなか実際問題として容易じゃない。そういう点から、脱税を別に奨励しておるわけじゃないけれども、余りウェイトが多く、重過ぎるという点、そのような傾向を持つ、これは否定できないのじゃないか、そこに若干の調和を与えていくのがいわゆる間接税、間接税はもう一利一害ございませう。大衆課税があり、逆進性もございませう。けれども負担感ばかり少ないという点もございませう。その辺で調和を図っていくということ以外にないのじゃないかと、これがいま行われておることが少ない、かように感ずるわけでありませう。

○寺田熊雄君 脱税が多くなるから直接税中心というのには弊害があるという御趣旨、にわかに首肯しがたいものがありますが、きようは皆さんと議論する場じゃありませんから、御意見を伺う場です。この程度にしておきませう。

カーブでいいけれども、ともかく累進制を導入したかどうかというわれわれは意見を持っておるわけですね。政府の方は、個人に所得が帰する終着駅でやるべきであつて、法人は、やっぱり株主に利益は終着駅としてはいくのであるから、どうも法人に対する累進税というものは向いてないのだという御意見のようです。しかし、これは非常に古くさい法人擬制説の考え方で、法人もいまはもう自然人と同じく、明確な社会的実体というものを持つておる社会的な実在であることには、これはもう疑いがないのであつて、そういう点から考えますと、累進制をはばむ理由は一つもないように思ふのですが、この点について、友末参考人並びに貝塚参考人、さらに西尾参考人にもあわせてお伺いしたいと思います。

○参考人(友末洋治君) 法人税についての御質問でございますが、法人税そのものには問題はたくさん抱え込んでおります。実は昭和四十八年の答申に、法人に対する税負担のあり方の問題に關連いたしまして、配当課税制度あるいは受け取り配当の課税制度、さらには配当控除制度また法人税の基本的な仕組み等につきまして、全面的に再検討すべきであるという方向をとつてゐるのであります。五十年度の改正につきましては、その基本的な仕組みの問題にまで入る時間的余裕がなかつたのでございまして、法人についての事務所・事業所税、これに直ちに入つてまいりました。関係から、本格的な審議はまだ残されておりました、特別部会はお存置いたしておりました。これから本格的な審議に入るわけではございませう。

そこで、ただいまの法人税に、累進性といひますか、所得税と同じような制度を設けたらどうか、これも検討の項目には違ひございませうが、まだ結論的なところまでは到達をいたしておりません。ただ、いろいろ意見が出ておるのには、基本的にもよつとなじまないのではないかと、いふようなこともあるし、法人にはいろいろございませう。ピンからキリまであり、組織等も違ひますし、資本構成も違ひますし、さようなもの

に所得税と同じような累進税はどうかという意見も一部にはあることはあるのであります。なお中小の企業者には特別な課税制度を設けておられます。そこで、仮に累進的な方法が適当でないとして、法人に二つの、第一法人税、第二法人税といふようなものを設けることが適当じゃないかという意見も一部にはあるのでございませう。これらを総合いたしまして、これから本格的な検討に入るという段階でございませうので、結論的には申し上げかねるかと思ひます。

○参考人(貝塚啓明君) 法人税の問題は非常にむずかしい問題でありまして、財政学者に意見を聞きまして、答へはいろいろあるかと存じますが、私自身非常に率直に申しますと、古臭いと言われるかも知れませんが、やはり法人擬制説というのが一番はつきりした形ではないかと考えております。現在、法人に対して社会的にいろいろな問題が起きておられますのは、これはやはり法人が独占的に行動して利益を非常に巨額に得るという場合だと思ひますが、そういう問題はむしろ税金でもつてやるよりは、たとえば独占禁止法とか、そういうことで歯どめをかける方が私はいんじやないかと思つております。税金は必ずしも——法人擬制説の立場をとればそうでありますし、それからやはりどうも累進税といふのは、法人税についてはなじまない、もつとほかの政策で法人の行動をコントロールできるところはコントロールした方がいいといふふうに考えております。

○参考人(西尾祐男君) この法人実在説か法人擬制説かという議論は大分前からやつておるわけでありませうが、税理士会なんかの意見をいろいろ聞きますと、むしろ大企業というか、ある一定規模以上の大企業については、これはもう法人実在説をとつていいのではないかと議論がかなり支配的だと思ひます。というのは、これは最近、たとえば経団連なんかで出しているいろいろな書類や文書なんかを見ても、あの中は、たとえば大企業の取締役の報酬なり、あるいは賞与といふものは、これは賞与自体はいまのところ法人税制の中

では、あれは経費に見えないといふようなことを言つておるのですけれども、役員側の、大企業の役員もサラリーマンであるから、自分はオーナーじゃないんだ、だから、あれは全然別なものだから賞与を経費に見るという議論をしておるときに、その中でやっぱり実在といふ大企業といふものは、法人とは別なんだという議論もしております。ですから、そういうふうな考え方があるといひますと、実在説をとつても、それが特に税制の上で不公平になるかどうかということについては、むしろ実在説をとつた方が不公平にならないんじゃないかという議論につながるような感じがいたします。ただ中小企業の場合、これをそのままやりますと、片一方で非常に、自分のところの所得税との関係もございませうから、それは十分な配慮をしなければならぬと思ひますけれども、一応いまの実情では、法人税をもつと幾つかのフレームの中へ、別のフレームをつくつてその中で解決をすれば十分実在説という議論は成り立つのじやないかと私は考えております。

○寺田熊雄君 法人実在説と擬制説の問題は、これは主として民法の分野で争われた問題で、いまはもう民法学者で法人擬制説などを唱へようという人はほとんどないわけですね。ただ税制の分野でだけこれがいかにもつともらしく主張され、そしてそれが大企業、そして大株主、この二つの利益を守るわけとして利用されているという印象を受けるわけですね。ですから、やはり税の公正というものを考えていきたいと思います。そういう古臭い法人擬制説にしがみつくとするのは近代的不なもので、思考として、これはぜひお考えをいたしたいと思ふのですが、ここに法人擬制説のゆゑに、配当所得の課税について現在、標準世帯で四百四万円までは非課税であります。四百五万円から課税対象になるわけですね。ところが勤労所得は、今度初めて百八十三万円まで引き上げられて百八十三万円が初めて課税最低限になつた。そうすると、法人擬制説で弁明する人は別として、これは国民大衆の素朴な法感情といひます

か、常識的な健全な社会通念といえますが、その上でどうしても消したい不公平感が残るわけですね。

そこで、私、大蔵大臣や主税局長にこの点の御意見を伺って、主税局長も大蔵大臣も税調並びに当委員会の御意見を伺って新しく検討を進めていきたいという御答弁があったわけですね。いまこの点について、配当所得の非課税限度、これと勤労所得の非課税限度との不均衡、これについてはどういふふうにお考えになりますか。各参考人の御意見を伺いたいと思います。

○参考人(友末洋治君) 寺田さんのおっしゃる通り、私も結果から考えますと非常に不公平な姿になっておる。何としてもこれは改正しなければならぬ。改正の手段、方法いかにという問題になるかと思いますが、果して国民番号制度まで設けてやり得るかどうか、ここが突破口になるかと思ひます。そこまで踏み切れるかどうか、これから検討を要する問題だと、かように考えております。

○参考人(員塚啓明君) 私が先ほど申し上げましたところでは、一応擬制説の方をとっておりますので、必ずしも積極的にいまだおっしゃいました御議論を支持するわけではありませんが、やはり社会的には、何といひますか、法人から得ている利益が配当という形で、しかもそれが所得の段階で高所得者層に集中しているという点に対して不満があれば、現行の税制の中でやはり多少手直しせざるを得ないかと思つております。そういう程度の消極的な意見であります。

○参考人(西尾祐男君) 実はこれ、実際問題として先ほどお話しのように、実情が利子・配当では四百何万円までは非課税だということになつておることは確かですが、ただし、これを私ども実は把握の仕方ができない、できないと言いますけれども、これはもう銀行なり、あるいは証券会社が把握を積極的にする気があるかどうかということが一つ問題になると思ひます。これは、いまのところは、たとえば所得税法で見ます

と、株式の売買に対しては一定の回数分はこれやっても非課税だというような書き方をしておりますから、そこで、その枠にはまるようにできるだけ分散してやちまうというふうなことをやるものでありますから、なかなか非課税ができないわけですね。これはどうしてもそこでそういった資本の調達をやりますという問題と、税の問題と別に考えないと、いつになつてもこの問題はなかなか解決しないと思ひます。ですから、私はできるだけ、いま現在でもいろいろな届け出制度とか、あるいは支払調書のようなものをつくる制度があるわけですから、あいつたものををもっと拡大するなり何なりして把握方法というものをもちと積極的に考えたらいと思ひます。できないからやらないというんじや、いつになつたてでできませんので、その辺をどういふふうにするのかというところは、むしろ広くもつと国民の声なり、あるいは専門家の声なりを十分聞いておやりになつたらいかかと思ひます。そして、重税感なり、あるいは不公平感というものをできるだけ縮めていくというふうな努力をしないで、直ちに次のほかの税金がどうかという議論に持つていくのはちょっと問題があるかと思ひます。

○寺田雄雄君 時間が来たようですから、最後に実はちょっと非常に重要な点で友末参考人から御発言がありました。それは、いま西尾参考人から把握ができるかどうかの問題でまた貴重な御意見がありました。なるほど、利子所得ですね、これはいま、御承知のように、一兆人を超す預金者があつますから、これはあなたの御っしゃるように、非常に把握が困難だといふことは言えます、架空名義が多いですから。しかし、三百万円を超える配当を受けている人なんというものは、これは日本でも非常に限られた人数ですからね。だから大蔵省が——もちろん三百万円以上の配当を受ける人も一社で三百万円じゃないでしょう。だけれども、大体年間三百万円の配当所得を受け

る人というのは、まあまあそれは日本の国民の中で非常に限られた人数ですからね、これを把握することが番号をつけなければならぬといふことは、それはあなた考えられないですね。ですから、どうぞそういう点で、余り技術的に困難だという大蔵当局の弁明に重きを置かずに、実態を把握せられて、いま申し上げた配当所得と勤労所得との間の不均衡、これはひとつ税調で勇断を持って御推進になるように最後に希望しておきますから……

○矢追秀彦君 予算委員と兼任をいたしておりますので、参考人の方々の御意見を余り伺わないで質問をいたしますので、あるいは外れの点が出る点を御承知おきいたしたいと思ひます。初めに、所得税の徴収の方法についてお伺いしたいんですが、源泉徴収の義務づけでありますけれども、これは特に西尾参考人にお伺いしたいんですが、これは申告制であるべきだといふ意見がございます。やはり源泉徴収制度において、これはあくまでも便宜上だといふ考えが出てくる。それについてはどうお考えになりますか。また、いまは申告制で、それからやはり給与を受ける前に天引きで取られていくという形になるわけですね。そういうことで、例の大島正教授の訴訟の際でも議論をされたようでございますけれども、片方では有無を言わず半強制的に取られてしまつていく、片方は申告をしないと、そういうことでやはり平等という考えが出てくるわけですが、この点についてどうお考えになるか、それをまずお伺いしたいと思います。

○参考人(西尾祐男君) ただいまの源泉徴収でやるか、あるいは申告をさせるかという議論ですが、これは私も聞いていた範囲ですと、国の便宜のために源泉徴収という制度はあるんだから、これは全体で見れば、国として見るならば、別に違法でも何でもありませんという判断があるわけですが、ただ私は、この徴収のあり方として、年の初めからずっと徴収されている年末になって調整されればそれで終わりというのと、便利は便利かもしれませんが、そういうやり方をされまうと、一般のサラリーマンというのは、非常に国の税制のあり方あるいは国の予算のあり方というのに対して無関心になつてしまふ可能性はあるわけですね。ですから、私は若干そういった申告制度というものを残しておいてもいいじゃないかと考えているわけなんです。ただ何も関係のない人まで全部やらせるというところは問題があると思ひますけれども、申告をすれば、あるいは自分のところは税金還付するなり、あるいは若干ふえるなりということができるよう制度は若くふえるなりということができるよう制度にしておかないと、何か取られればなしみたいな感じを受けるわけでありまして、私はそういう意味では、もう一つ積極的に、いまの源泉徴収制度というものを考え直したていいんじやないか。特に経費がけいいうんじやなくて、引かせる制度があるならそれをつくつてもいいと思ひます。ただ、いまの、新聞なんかでこのあたり見ると、政治献金だけは何か引かせるようなことを言つておられますけれども、ああいうことは、政治献金だけ引かせるというんじやないが、悪いんで、やはりほかのものも、特別にはつきり証明がつくものは引かせるというふうな制度をつくらつていいと思ひます。

それからもう一つは、非常に源泉徴収で払つて

いる人たちにすれば、利子部分というのか、自分たちが先取りされていく部分について非常に何というのですか、異議申し立てもできない、何にもできないというんじやないが、悪いので、やはりそれについて積極的に何か異議申し立てができる

○矢追秀彦君 友末参考人に、いまの点でどうお考えになっておるか、特にいまもお話ありましたように、納税義務に対する関心が薄くなると、そういう点について、いま言われたような、ある程度申告というものを残しておくのがいいと思ひますけれども、その点いかがですか。

○参考人(友末洋治君) やはり申告制度は続けないべきじゃないかという考え方を持っております。これがあつたために弊害も決してないことではないという考えは持っておりますけれども、一応は、たてまえとして申告制度というものは残すべきだと、まあ大体かように考えております。

○矢追秀彦君 次の医療費控除の件ですけれども、これは余りよく理解を国民にされていないと思ひますけれども、この点は実際のところどうなつておられますか、西尾さんどうお考えになりますか。

○参考人(西尾祐男君) 医療費控除というのは、実際は、たとえば病院の付き添いとかそういう人たちの費用も、これは十万円から十万円を超えて——現行法では十万円を超えておれば控除できるというふうな書き方にしてあるわけですから、これは実際は税務申告の段階になってできますよという程度のことしか一般の国民は知らないと思ひます。ですから、もう少し積極的に、そういう医療費なら医療費というものは、これだけのことという範囲のものは控除できるんだということとを法律の中にも書いておいたらいと思ひます。

すね。ただ医療費控除できるといふようなことで、後は解説見なすからと、解説は三月十五日の直前に送ってきたものを見たらわかるというふうなことでは、なかなかわかりにくいわけですね。ですから、私はいまの医療費控除という制度は、一番私は痛切に最近感じているのは、サラリーマンで、御主人が病氣になつて、奥さんどこかへアルバイトに働かに行つておると。そうすると、実際問題として、自分の家に子供がいるものでも、お手伝いさんではないかもしれないけれども、いろいろな手伝つてもらうような人を、雇うわけじゃなくて、来てもらつてお礼をした

と。こういうのは、直接確かに医療費の問題じゃないかもしれないが、その御主人が病院に入つてゐるために起きてくるいろいろな問題がある。こういうものは果たして引けるのか、引けないのかというところ、やっぱり法律のとおり、いまのたてまえでいくと引けないものになつてゐるんだと、私は、今後家族化がどんどん進んでくると、そういうものも含めて、ひとつどういうふうにするのかと、医療費というのはこまごま引けますよというふうなことをやつてあげないと、社会保険で解決してゐるんだから、後は関係ないよという言い方じゃ、ちよつとぐあい悪いと思ひつております。

○矢追秀彦君 貝塚参考人と友末参考人にいまの問題伺ひますけれども、いまの医療費控除の点についてどうお考えになっておるか。特にお産ですね、お産は保険使えないわけですね。そういう意味で、これはやっぱり対象にした方がいんじやないかと思ひますけれども、その点も含めて御意見を。

○参考人(友末洋治君) 医療費控除の問題でございますが、今回の改正後におきましては、一応五万円、ただ五万円ばかりじゃございせん。五万円または所得の五%のいずれか小さい金額を超える金額、これを控除するという選択制に実はなつておるのでございせん。まず現行といたしましてはこの程度がいいんじやないかと、かように考へておりました。お産の問題につきましては、税の問題でここがいいのか、あるいは厚生省関係の問題としてこれを解決していく方がよろしいのかどうか、相当検討を要することは事実だと、かように考へております。

○参考人(貝塚啓明君) 私は、余り細かい制度的なこととは正直申し上げて、理屈づけをどう考へるかというところについては余り明るくはございせんが、控除の問題というのは、普通は自分で、家族でコントロールしにくい経費、たとえば医療ですと、病氣になるというのは不治の病とか、いろいろんなことがありまして、そういうもので出費が

さめばそれを引く、それから家族数でもそうですが、結局、子供が多ければ、その分やはり税金の方で引く。出産の場合というのはどちらに該当するのか、限界線上でありまして、普通は医療費の中に入れないわけだと思ひますが、その点でちよつとすぐにお答えできる——ちよつと限界線上にあつて、何とも判断がつかぬということでございます。

○矢追秀彦君 西尾参考人、お産の問題どう思ひますか。

○参考人(西尾祐男君) 私、最近私の事務所の職員でそういう問題がやつぱりあつて、お産のために休まれる。休まれるとちよつと困るわけですが、そこでだれか頼んだらどうかというふうなことになる、これも仮に頼んでも医療費控除の対象にもならぬといふことになる、非常に困るわけですね。ですから、私はそういう医療費があるかどうかというのは、現実には確かに医学的には医療といふふうな分野に入らぬのかもしれないけれども、そういうものも現実にある以上は、何か手当てを私にしてみたいんじやないか。現実にはすでに社会保険ではお産手当といふものを若干もらえるようになっておりますから、私は何も病氣になつたからといって、病氣とは違つたとしても、そういう制度の中に入れても余り問題にならぬだろうと思ひます。

○矢追秀彦君 次に、医師の税制優遇の問題、先ほどお出しなされたけれども、これ西尾参考人は実際におやりになつておられて、おそらく最近かなり医師、歯科医師で青色申告に切りかえていらつしやうな方がどんどんふえてきてゐると思ひますが、この実情と今後の進行についてどう考へて、この二八%というものがどうなつていくとお考へてあります。か。実際、私の家を例にとりまして、父の方はそのまゝ白でやつておられますけれども、弟の方は青でやつておられます。実際はそう何か変わらぬような感じを受けるわけですが、その点いかがですか。

○参考人(西尾祐男君) 実際問題として七二%といふものが目のかたきにされるようなかつこうで議論はされまされども、ある程度の規模の病院というか、医院なんかになりますと、かなりむしろ経費がよいのかつてしまつて、七二%をとつたら損するといふようなことも必ずしもないとは言へないわけですね。ですから、私はもちろん税制の上だけでこの議論をするということとは、していただくこと自体がおかしいので、むしろ積極的に税制の上で全部削除なら削除しちゃつて、社会保険制度の方で考へるというふうにはつきりすればよかつたと思ひますが、それをしないで、何か国民の側と、われわれの側で見ると、どうも厚生省と大蔵省が八百長で何か議論してゐるんじやないかというふうな感じも受けないとは言へないのです。そこで私は、できるだけ七二%というものを、早くこれを解消する方向にいきなさい、いつたらどうですかというふうな考へるのです。

それから、実際に医師の中でもいろいろな人がいますから、必ずしも青色申告をやつたらどうかといふと、青色なんかでやるよりか手間がかからないし、いまのようなやり方が得なんといふことを言つてやつてゐる人もいられるから、一概に全部の医師というものは、けしからぬといふような言ひ方もできませんけれども、だんだんこういう世論がうるさくなれば、自然に青色申告になる人もふえるでしょうし、また青色申告のことについて、実際の税務の中で、もっと指導なり、あるいは変えたやり方をして、医師の立場というものを十分考へてあげれば、私はこういう問題の解決する方向にいくと思ひます。ただ、いまのところは、七二%けしからぬといふようなことを言うだけですから、結果的には医師の方も聞き直つちやうといふかつこうになつて非常に問題が紛糾するわけだと思ひます。現に私も、幾つかの医師の税務申告なんかを見てあげてみると、まじめな人は本当に七二%の控除率なんといふものを使われないで、私はやつていきなさいといふことを言つておりますし、また非常に、何というか、かせぐだけで税金のことなんか知らないといふような人

は、まるっきりいまの七二掛けた方が楽だという
ような方向でやっているわけです。やはりこれは
何か最初に青色申告制度を日本で採用したとき
に、非常に幾つかのメリットがあるんだというこ
とで宣伝をしたことがありますが、そういうこ
とでものを若干医師の場合も取り入れなければな
らないのか、あるいはたとえば医療機械を特別に
償却をよけいするからやれとか、何かそんな方法
でも考えなければ、いま直ちにはなかなか乗っ
てこないかもしれませんが、税制の上でできるだけ
いまの七二%の経費でいくというようなやつは早
くやめて、医者にも普通の中小企業の納税者と同
じような線に早くいくような方向で、国会等でも
もちろん言うと同時に、税務当局自身が、国税当
局自体がお取り組みになったらいかがかと、かよ
うに考えております。

○矢追秀彦君 友末参考人、いまの問題どうお考
えになりますか。

○参考人(友末洋治君) 医師の診療特例に関しま
しては、先ほど申し上げたとおりでございます
が、どう考えても一律一体にこの七二%控除、ど
こにその理論的な根拠があるのか、さっぱり税調
としてはわからない。だれも納得する人は一人も
ございせん。まあ社会的な不正の代表的なもの
だと、一刻も早くこれをお医者さんのために改
めるべきだと、これがあるために、医師の技術料
の値上げがどうもできないという気持ちを持っ
ておられる人も実はあるくらいでございます。この内閣
は社会的な不正の是正というのを唯一の看板に
上げておられるのでありますから、その看板の手
前から言っても早速手をつけていただく。取るも
のは取るし、出すものは出すというのでない、と
国民は納得しないのじゃないかというのが税制調
査会の委員の皆さんの御意見でございます。

○矢追秀彦君 あと一言。先ほど私も言いました
ように、青色申告がどんどんふえてきている現状
ですね。恐らくこれからだんだんそっちがふえる
と私は思うのです。そうなった場合、結局、実質
的には意味がなくなってくる、そういう形なんで

す。青になった場合、果たしてどうなるかとい
うことですね、これはやはり分析をしていただい
た方がいいと思うのですけれども、そういう点の
分析は税調としてはされておりますか。

○参考人(友末洋治君) 別にそこまでの分析はい
たしてありません。青色申告をやっておられる人
も実はあるわけでございます。はたして七二%残
しておいて青色申告というものがふえるかどう
か、これについて自信のある意見を述べられる人
は、税調の中にはおられないような気持ちがい
たします。

○近藤忠孝君 最初、友末参考人にお伺いしま
す。税制のあり方がほかの法律制度や実体の法
適用に影響があるんじゃないかというところを
考えるんですが、たとえば今回の相続税法の改正
の中の贈与税の問題ですね、贈与税の問題の中
でたとえば納税猶予制度、これは一人が生前贈与
を受けた場合に適用になると、こういうことは具
体的に民法上の均分相続を実体的に崩していく可
能性がありやしないか。たとえばそんな面でも基
本的な法律の適用を変えていく場合がありや
しないか、こんなことは税調で議論にはな
っていないでしょうか。

○参考人(友末洋治君) 税調の中でそこまで突
っ込んだ細かい議論はされた記憶はござい
せん。

○近藤忠孝君 私は一つの例を申し上げたんで
すけれども、いろんな面に、民法上あるいは商
法上の他の実体法上の国民の権利が具
体的にはこの税制の問題で具体的にかなり変
わっている面があるんじゃないかと、政府が一定
の税制の措置をとる。となりますと、そのこと
によって一般の権利関係が具体的に影響を及ぼ
す、こういうこともあり得るんじゃないかと思
いますので、今後そういう面からのひとつ十分
な御審議をお願いしたいと思うわけでありま
す。次に、同じく友末参考人と貝塚参考人にお
伺いいたしますけれども、減税の額と自然増収の
関係ですね。この辺は何かの考慮を払うべきな

か、あるいは全然考慮を払わなくてもいいもの
のか、いかがでしょう、それぞれお答えいた
だきたいと思ひます。

○参考人(友末洋治君) 御承知のように、いま
までの高度成長時代におきましては、相当自然増
収がございまして、自然増収を減税の財源に充
てたり、あるいは財政需要の増に充てたり、い
ろいろ弾力的な工夫ができたわけでございます
低成長時代におきましては、自然増収は余り期
待できません。特に物価を引き下げる、総需要を
抑え、インフレを抑えていくことから考
えましますと、仮に自然増収がござい
ましても、それを減税にまで振り向けると、大
幅減税にまで持ち込むというふうな強い意見は
税調ではございせん。むしろこういう時代にお
きましては、増税をすべきだという意見すらあ
ったという意見はきかれて薄かった。しかし、中
小企業、低所得者につきましては、物価調整
身者、夫婦二人一人というふうなものにつ
きましては、調整ができていないという計
数も出てまいりましたので、やむを得ない調
整もいたしたと、こういうのが実情でござい
ます。

○参考人(貝塚啓明君) いまの点にお答えいた
しますと、友末参考人が言われましたことと、基
本的には同じですが、いままでは自然増収の
部分で減税に回す余地があったわけですが、さ
しあたり日本経済が低成長と申しましたも
と、低成長でありましても、たとえば平均して五
六%ぐらいの成長率でもかなりやはり自然増
収は減るというふうには考えられます。したが
いまし、減税の余地は少し狭まると思ひますが
最初私がここで意見を申しました際に、減税の
大まかさは小さくても、所得の低い階層の人々
を中心に行なうように、したがって、たとえ
五百万円以上の人々は余り減税の恩恵を受
けないというところになります。これは社会的
にはある問題があるのかもしませんが、しか
し、今後はインフレがどうしても政府が抑
えるのを抑えと申しまして

も、やはり五%から一〇%ぐらいの消費
者物価の上昇は予想されますので、やはり低
い階層の人々のところは控除を上げていか
ざるを得ないし、減税全体の幅は小さく
なりましても、そこで工夫をして低所得者
層に集中できるようにすればいいんじ
やないかというふうに思ひます。

○近藤忠孝君 貝塚参考人の先ほどの話では二
つの観点から、その一つは全体的な観点
と、もう一つは自然増収がこれですね。そ
うなりますと、確かに自然増収がこれ
から少なくなる。そこで私の質問は、自然
増収が少なくなれば、一定の割合というこ
とを考えれば減税の額が減りますね。要するに、自然増収と減
税額の割合について何か一定の法則的な
ものはないか、あるいはそういうものを設
けるべきなのかどうかという問題になるん
です。ここ十年間のを見てみますと、ある
ときは一〇・九%であったり、あるとき
は五%台であったり、一二・三%ぐら
い、あるいは五%台であったり、一〇・九%
ぐらいいつては、今五十年間の予想では
一五・四%、こういう状況ですね。この
辺の割合なんですね。何か、これをどう考
えたらいいのかわからない、これが私の
質問の趣旨なんです。お二人に。

○参考人(貝塚啓明君) 私は法則というの
はちょっとないと思うのです。というの
は、なぜかと申しますと、やはり毎年毎
年の景気の見通しが絡みましても、財政
の支出をどれくらい伸ばすかということ
とやはり兼ね合いがありまして、毎年毎
年何%ということではないと思ひます。た
だ長期間とれば、いままで高度成長期
においてはかなり減税に回す比重が高い
と思ひますが、今後はそれがやはり下が
らざるを得ない。ただ支出の方もある程
度合理化といひます。長期的には行政改
革その他で、既定経費を切るようなこと
がございまして、さしあたりはやはり短
期間、毎年毎年かなり変化すると思ひ
ますが、傾向的には減税の自然増収に占
める比重は下がっていくだろうというふう
に考えます。法則ということでは

はなくて、傾向ということになると思います。

○参考人(友末洋治君) 貝塚参考人の意見と同様でございます。高度成長時代におきましては、国民所得の大体二〇％を標準にして予算を組むといったようなことから割り出してきたこともございしますけれども、もうすっかり経済、社会情勢が違つてまいりまして、特に物価のこのような変動の激しい時期におきましては、減税とそれから自然増収の割合等を見通すということとはなかなか困難じゃないか、社会福祉に相当力を入れなきゃならぬ時期でもございしますし、ますます減税というものには望みが薄いような感じがいたします。

○近藤忠孝君 今度は西尾参考人と貝塚参考人にお伺いいたしますが、今回程度の課税最低限では、実質的には増税になっているんじゃないか、一般の国民大衆にとって、こういう意見が大変強いのです。これについて実務的立場からと、後の研究室の立場から、どうお考えか。

○参考人(西尾祐男君) 私どもは実務的には恐らくことし幾ら給与が上がらない上がらないと言つてもやはり相当給与も上がらざるを得ないし、また上げるだろうと思ひますから、そういう面では、一つは、その面だけから見ても増税になる可能性も出てくる。それからもう一つは、物価が非常に上がつていくわけで、負担感というか、増税感というのには非常に強くなつて、そういう両方の面から見てみますと、課税最低限は若干去年と比べて三十万ぐらいですか上げてみても、これは課税最低限を上げたことにならないような私は感じがいたします。ですから、もつときめの細かい何か方法を考えないと、ことしの暮れあたりになると相当問題が大きくなつてくる可能性はあるだろうと、こういうふうにお考えます。

○参考人(貝塚啓明君) 減税の大きさのことで、控除の水準であります、インフレのしわ寄せがどれぐらい生じたかということなんです、最近統計の、四十九年の暦年の方の統計ですが、家計調査、勤労者所得の統計がออกมาして、四十八年までは、何といひますか、統計ではかつた平等度と

いうのは多少進行して、平等に少しなつていたわけですが、四十九年に所得階層の一番下の二〇％の人、それからその上の四〇％ですから両方あわせて四〇％までの階層の人の平均的な取り分というんですか、それが減つたわけなんです。インフレはそういう階層に対してかなり打撃を与えた。それから逆に一番高い階層、一番上の階層、上から二〇％の階層ですが、そこを見ますと、そういう人々の取り分はふえていくということになつておりまして、相対的な取り分です。したがうして、やはりインフレは四十九年についてかなり所得の分配に關して不公平でしたということが言えると思ひます。やはりそこを考慮して、控除の上げ方というのは全体のことを考慮して、私の意見と重なりますが、全体の減税の幅を要することなしに、そういう階層の人々に減税の効果が振り向けられるようにすればある程度防げると思ひます。

○近藤忠孝君 いまのお二人の意見をお聞きになつて、友末参考人はどうお考えか御答弁をいただきますかと思ひます。

○参考人(友末洋治君) 税調の議論は非常に激しいんでございまして、こういう時期には何として総需要抑制して物価を引き下げる、インフレを抑えろと、そういうことを国家的最大の課題とする以上は、増税をし、それから公債を減額したりすべきだと、国民総がまんすべきだというのが大勢を占めたような感じがいたします。しかし、そう申しても余り物価が上がるから、ある程度の調整はしなければ税調として相済まんのじゃないかと。まあまあということ、大蔵省から数字を出してもらひまして、その数字を見ますと、先ほど申し上げましたように、独身者とか、それから夫婦二人、そんなんで實際調整できてないんでね。何としてもある程度減税しなければとにかく増税になる、それでもいいじゃないかという人もありましたが、まあそんな無理を言わないでというわけで、まとも役かなりつらいところがございまして。

○近藤忠孝君 そのつらいところは現に国民にも大変当たるんじゃないかと思ひます。

そこで、これは西尾参考人にお伺いしますが、先ほどのお話で、物価も上がり、そして賃金も上がった。そうなりますと、どうして賃金も上がる程度で課税最低限では納税人口がずいぶんふえるんだと思ひますね。納税人口がふえますと、實際かなりいまの税務行政、いまの五万人という職員の数、これでかなり困難を来たす面が実務の現場であるんじゃないかと、こういう気がいたします。そこで、いろいろと団体をつくつたり、いわば税務署への協力団体をつくる、こんな動きを私も幾つか感じてゐるんですが、そんなことを現場では實際感じないかどうか、この点いかがでしょうか。

○参考人(西尾祐男君) 実は最近、たとえば法人税の場合で見ますと、非常に實際の徴収率というものが下がつていて一般に言われております。これはもう昔は、たとえば三年に一遍ぐらい調査して三〇％ぐらいだったというようなことなんです。最近は一〇％以下に下がつたというふうなことを私も必ずしも納税者がふえたばかりではないかもしれないが、いづれにいたしましても今後納税者の数はふえる傾向には、いまのような税収というか、課税最低限のあり方や、あるいは税制のあり方ではふえてくる傾向にあることはこれは明らかだと思ひます。そういったしますと、税務署に協力させるというふうなことがいいのかどうかということはもちろん問題がありますけれども、税の公平な課税あるいは公平な税務行政ということも考えますと何らかの手を打たなければ、何とか脱税をする人を見逃しちゃうというふうなことがなくなる可能性があると思ひます。特に税務署で言へば、たとえば非常に最近納税者がふえている地域というのとはほとんど手が回らねていふというふうなことでありますから、私はそういう面の何かの手を打たないと、これはまたいまのよう不公平な課税というふうな問題が拡大して

くる可能性はあると思ひます。ですから私は、何も税務署に協力するとかしないとかいう問題ではなくして、何らかの形で今後税の公平な課税のあり方をどうするかという、行政のあり方をどうするかというふうな問題について、団体をつくるのいいのとか、あるいはどこでどうすればいいかということは、もつと検討しなければいけない。それが、仮に最近言われてゐる税理士会、たとえば商工会に税理士の顧問者みたいなものを置いてそこで処理しようというふうな議論をするのがいいのか、あるいはもつとたとえば市町村なら市町村の段階で把握するものをきつとさせるか、いろいろの方法があると思ひますが、そういったものをもうちょっと工夫しないと、このまゝいきますと、一つの例でありますけれども、私の關係しております千葉県なんか見ますと、千葉税務署に何か去年の例の住宅貯蓄控除ですか、あれができたために、申告した人が四千人もふえてしまつたというふうなことを言つております。そうするとそれが事実かどうかチェック自体ができなくなつてしまふというふうなことで、非常に不公平な問題が起きますから、私はそういうふうなことはむしろ事務的には市町村なら市町村に任せるとか何かそういう方法でもとるか、何かしないと、これはえらいことになるんじゃないかという感じが受けま

す。もちろんそれに対するほかのいろいろな制度的な問題もあるだろうと思ひますが、できるだけ公平な課税という問題は、これはただ単に国税庁に任しておけばいいという問題でもなからうというふうにお考えしております。

○近藤忠孝君 いまのように納税人口がふえることとがいろいろの見方があるにしても、どうしてもそういう一つの団体をつくり、あるいは常時税務署と一定の關係を持つていくという、こういう団体ができくる。これは一面では必然的な動きでありますし、また一面では税務署がかなり真剣に一生懸命そういうものをつくろうとしていて、こういう事実もあるわけですね。そのことが逆に今度は納税者の権利侵害という面もありまして、実

際現場ではいろいろ問題があるようです。と同時にこの問題は、そのように税務署が一生懸命やる面から見ると、付加価値税実施の一つの前提事実をどういった形でつくり、徴税をしやすいうにすればいいかならうか、こういう疑問も出てくるわけですね。この点で友末参考人それから西尾参考人、どのようにお考えかお伺いしたいと思ひます。

○参考人(友末洋治君) 先ほども若干触れましたが、間接税というものの地位をもう少し重くしたらどうかと、全体を通じてそういう感じがいたしてあります。どこにその財源を求めるかと詰めていきますという、やはり付加価値税の方向にいかざるを得ないんじゃないかという感じが私個人としてはいたしております。ただ、付加価値税には利害得失がいろいろございます。それで前提として多少考えなければならぬ多くの事柄がございします。

一つは、まず国民のコンセンサスを得ることが必要でありますし、それから一つは、福祉財源充実にするためにこの付加価値税を設けるというふうなことは、国民はとうてい納得しないだろうという感じがいたします。

それから、現在の納税者として一番不安は税金のむだ遣い、これが中央、地方を通じて大変大きいんじゃないかという気持ちを強く持っております。そこで、行財政の硬直化を打開いたしまして、そこから思い切った財源をしぼり出す、これもなかなか容易なことじゃないと思うんですが、ある程度時間をかけても既定経費、これから財源をかなりしぼり出す。一面足らざることを付加価値税で、軽い税でもって福祉に協力していただくというふうなことを考える。そうしませんというとなかなか国民の理解と納得は得られないという気持ちになります。

いずれにいたしましても、これから先必要な福祉にも限度がございしますけれども、国民に納得してもらうためには税金のむだ遣いをなくし、そこから財源を出していただく、足らざることを

るを軽い付加価値税で補てんをしていくというのと以外に方向としてはないんじゃないかならうか。しかし、それには相当の準備を要する、一朝一夕にはできない、かように考えますと同時に、国民の生活必需品、これにつきましては付加価値税は得ればいけない。かけるとしてもほんの申しわけのないものにする、さような考慮がぜひ必要じゃないか。しかし、そこまで税調で審議が進んだらわけじゃない。しかし、これから福祉財源をどこからどういふふうにしてしぼり出すかを検討すべき段階に来つたところというだけ御了承いただきたいと思います。

○参考人(西尾祐男君) いまのお話でございますが、実はこういうふうな形で納税人口がふえてくれば、すぐそのまゝ付加価値税の方向にいくんじゃないかというふうなことも、もちろん税理士会なんかでも言っている人もおりますし、付加価値税自体については税理士会では反対だということとを、現在そういうことを主張しております。しかし、よく考えてみますと、付加価値税というものはどういふふうなことになるのか、あるいは外国の例のようなことを考えているかどうかというところが明らかでないものですから、いまの段階で、絶対反対という一言を絶対反対というふうなことを言っているだけでも解決しないと思ひます。

そこで、いまたとえば私は、物品税なら物品税のあり方というのを見ておきますと、最近ちょっと聞いた話では、いま三十万円以上の毛皮のコートというふうな物をかなり着ている人があるんですが、それが昭和四十八年と四十九年ですと、四十八年に三百億圓ぐらいの売り上げがあったんですが、それが四十九年には四百五十億圓ぐらゐの売り上げにふえているそうです。ですから、相当大きな商社はほとんど毛皮の輸入ということにかなり去年は力を入れているようでありまして、ところが、これに対して、物品税、たしか私ちょっと見ますと、一五%ぐらいしか取ってないようですが、こういった階層が買えるような物と

いうのは、もっと物品税を上げてもう問題にならないような感じが受けます。ですから、もっと手を打てるものを、財源を探すという意味では手を打てる方からまず打っていただきたいというふうに考えます。

それからもう一つは、どうも政治のあり方というが、日本の仕組みという問題があるんですが、予算とこの税の審議というものが全然別にされておりますから、こういうやり方でいきますと、予算案が通つて、どうしてもそれだけ取るために税金を決めなきゃいかぬというふうなことで、逆のやり方にいまなっておりますから、そこで、どうしても、できるなら予算案と一緒に税の方も議論するというふうなことに、国会自体がなっていないかと、どうも、それがいいのかわからないかと言われても、もう予算は通っちゃった、それに合わせるために税金取らなきゃいけないというふうなことをやっておったんでは、なかなか国民としても税制がいいのか悪いのかということがはっきり納得できないかと思うのです。私は、できるなら予算の中でこういう税金が必要なんだということが明らかであれば、協力することもできるだろうと思ひますけれども、いまのような形では若干問題がある。だから、新しい税率というものをもし創設するならば、もっといまの国会のあり方自体も検討する必要があるんじゃないかと思ひます。

○理事(山崎五郎君) この際、委員の異動について報告いたします。この際、委員の異動について

本日、藤川一秋君が委員を辞任され、その補欠として最上進君が選任されました。

○栗林卓司君 時間が限られておりますので、貝塚参考人について、それから西尾参考人についてお伺いして私の質問終わりたいと思ひます。

最初に、貝塚参考人にお尋ねしたいのは、先ほど御見解の中で、減税については工夫をしたらどうかで、低所得層に減税を集中するようになると、まあたとえて言うと、下から四〇%ぐらいを

一つのめどにしながらしてみたらどうか。実は私もよく考えながらいい知恵が浮かばないのでお尋ねしたいと思うのですけれども、一番下から見まいますと、生活保護を受けておられる者は大体七十万くらい、年によってそう違つておりません。四十八年の数字を見ますと、給与所得は受けているのだけれども、税金の対象にならぬ、これが四十八年で四百四十万人。納税はするが、年収百万未満が八百十万人。生活保護世帯をおくとして、給与所得を受けながら税金を払わない者、払っているんだが年収が百万円以下の者、これを足しますと全体の三八・五%、ほぼ四割。そこでこの層について減税といっても、たとえば五十年の場合、百万円以下ということになると、独身者が一万九千円、月額にして千円ちょっと取られていただけで、夫婦も夫婦二人も全然かからない。そうすると、減税で対処しろといつても、も

とが小さくなつてしまつていく。これは一体どう考へていったらいいのだから。あるいはおっしゃる意味が、そうじゃなくて、百五十万か二百万ぐらゐ、夫婦二人ぐらゐを対象に考えろという御趣旨に読みかえても、五十年の税改正で二百万として夫婦二人が一万一千円ですから、月額千円に満たない。そう考へていくと、このインフレの中で、その下の層の暮らしをどうするか、減税で工夫をする余地がなくなつてきたんじゃないかという感じがするものだから、この点についてまず貝塚参考人の御見解を伺いたいと思ひます。

○参考人(貝塚啓明君) 確かに申し上げたこととありますが、私が申し上げたことは、現在の減税の仕方が、基礎控除を上げますと全部の階層まで及ぶわけですね。それをあるところまで切つてしまふということなんです、ですから、具体的に言うと、要するに中間の所得者から低いところはあたりをねらつて、で、所得税でやれることはそれしかならない。しかし、先ほどいろいろ問題がありまして、自然増収の余地がだんだんなく

なつてきています。そうすると減税というのはいやなりや方を変える必要があるのではないか。それでできることはどこまでかといいますと、いまおっしゃった御質問のとおりだと思ひますが、ただ所得税の課税の最低限以下の人々をどうすべきかということとは、これは社会保障制度の方の問題でありまして、まあ一つの考え方としては負の所得税の話が、構想がありますが、ただ日本で負の所得税がすぐできるかといひますと、これは諸外国でもまだほとんど実施はしておらないのですが、日本の場合、これはどうしても所得税の把握と同じような問題が起きまして、下手をすれば、かなり所得があるにもかかわらず、社会保障を受け取っていないという人が出てくる可能性がありますので、そこをうまくチェックして、できればまあ負の所得税的な提案をすれば、いま御質問にありましたように、課税最低限以下と生活保護の間の谷間の人々といひますが、そこに手が届くのではないかと思ひますが、これはしかし、かなりむずかしい問題であるとは考えますけれども、そういうやり方が一番……

○栗林卓司君 わかりました。

では、友末参考人にお尋ねしたいと思ふんですけれども、五十年の所得減税について昨今の物価情勢というものを考へてという御説明がございました。で、政府の提案ですと、この物価問題への対応ということとあわせて、総需要抑制策との兼ね合いということが必ず出てくるわけですね。それを冒頭おっしゃいませんでしたから、さすがに正確に言葉を使われているという気がしたんです。それで念のため伺ひするわけですから、税だけが手段ではありませんし、それから物価と暮らしとの関係も税だけが手段ではございませんから、行政府としての総合的な、いわばポリシミックスが要求されてくる。そういうところまで政府・税調は守備範囲としてお考えになつていないんじゃないかという気がするんです。もう片側では、どれぐらい財政需要があるか、それもよく

考へてみると、政府・税調の守備範囲ではない。したがって、大人の議論としてはいろいろ右も左も見はするけれども、税調とすると中立に徹するべきではないか。先ほど思ひ切つた行財政の改革をやれという御主張もございましたけれども、これも財政需要があるうとなかろうとおれば知らぬと、問題はこういう税制が骨格としていいのか、そこに徹して政府・税調は議論するんだというお立場ではあるまいかと思ひますが、この点お尋ねしておきたいと思ひます。

○参考人(友末洋治君) 御承知のように、税制も財政の一環でございまして、税制だけで物事を考へるといふことはどうしてもできません。財政、経済全体をにらみながら、その上に立つて税制はいかにあるべきか、それが重要でそれが先かというのを考へていくのが筋だと思ひます。ただ御承知のように、いまは非常な大きな変動期でございまして、いつもなら社会経済発展計画というものが実はがっちり国全体としてできているのでありますが、五十一年から手をつけてそれをつくるということ、実は全体の総論というものを検討しながら税を考へていくまでに全体が進んでいなかったというのが実情だと思ひます。そこでどうしても現実論として、総需要を抑制し物価を抑えていく、インフレを抑えていく、これは何をしておいても国民的な課題であり、国家的な最重要の課題であるから、それに役立つような方向で税をうまく考へていく、総論はそのくらいな程度にして、各論に重点を置いた税になつてくる。したがひまして、今回の税制改正には、目玉がないと言へばない、あると言へば少しぐらい、医師の特例を廃止するとか、あるいは利子とか土地、このくらいのもので、片目ぐらいな目玉の税と、こう申し上げてよろしいんじゃないかと思つております。

○野末陳平君 途中用事がありましてちょっと中座して申しわけありませんでした。それで全部いままでのお話を聞いておりませんでしたので重複があったらお許しいただきたいのですが、サラリーマンの必要経費ということがいまだにまだくすぶつていまして、この点もいつかすつきりさせなきゃならぬんじゃないかと、こゝろ思つておられるんですが、まず参考人のお三人に、皆さんにお聞きして多分時間が終わつちゃうと思ひますが、いまの給与所得控除と必要経費の関係、関係というのか、考え方ですね、一体給与所得控除は必要経費なのか、それとも含まれているものなのかどうか、その辺二、三年前といふものではまた少し考え方が違つておられるんじゃないか、こういうふうにお聞きしますから、まず最初は、給与所得控除と必要経費という問題についてそれぞれのお立場でどうお考えになつておられるかということ。それから源泉徴収じやどうも困るという声も一部にあるようですね、でも、じゃ現実に実額控除と、いまの概算控除と二本立てにして選択してもいいということには踏み切るのはいかどろか、そういうことはほんとに現実にもできないんじゃないかという気ももちろんですけれども、まあ選択制にして果たしてそれがやれるものかどうかというのが二番目。

で、三番目は、現実に必要経費をサラリーマンに実額控除で認めるというふうな考え方をした場合に、恐らくいまの給与所得控除を上回るだけのもを出せる職業というものはそんなにないのかもしれないというふうな気もしたりしてその辺がわからない。特に西尾参考人には、ですから、そういう職業的にその辺のことをいままでの経験で何かお感じになつておられることがあればまたお話ししていただきたい。

それで最終的には、これはこういう席で言つていかどろかわかりませんが、サラリーマンにとつては必要経費を実額で認めるというやり方をかち取るのが得なのか、それとも、いまのままで給与所得控除にしておいた方が現実的に得なのか、その辺のこともちょっとくらには何ともわからぬんです、実務的な面から。考え方としてやはり実額控除をしろと、そうでなければ困るのだという人がかなりいるとすれば、やはり選択制

が望ましいんじゃないかと思つたりして結論が出ないので、その辺三つまとめてお聞きします。で、どれでも構ひませんが、ひとつ順にお答えいただきたいと思います。

○参考人(友末洋治君) ただいま御質問の点は、税制調査会としてはいつも出る問題でございまして。もう一つ出るのは、サラリーマンの重税感が非常に強い、他の納税者と比較してサラリーマンには非常に重税感が強い、したがつて、減税はサラリーマンを重点にすべきだと、しかも、他の方面はかなりごまかし——ちょっと言葉は悪いのでありますが、ごまかしはかなりきくけれども、サラリーマンはもう根っこから源泉徴収で取られてしまふ、取られるという言葉が使われるんですね。まあ、そういう気がするものもごつとだと思ひます。きれいに持つていかれる。そこで減税はサラリーマン重点というのが税調の大体の空気でございまして。

そこで、おっしゃる通りに、果たして必要経費というものが現在控除されておるかどうかいふ議論になるのでありますが、やった末はやっぱり必要経費を控除されておるというのが税調の大体の意向でございまして。したがひまして、選択制度の問題もございまして、まず、選択制度をとるべきだといふところまで税調では進んでおりません。現在のところでは大体必要経費は十分に控除されておるというのが税調の大体の意向であるといふふうにお聞きいただきたいと思います。

○参考人(貝塚啓明君) いまの必要経費の問題であります。現在の給与所得控除は、一つは必要経費と、それからもう一つは普通クロヨンと言つております所得の把握の差でございまして、それを考慮してくれ、ですから、主として個人業種所得に關して所得の把握が不十分であるといふことが言われておられて、サラリーマンの方は源泉徴収でばつさり取られる、そこで把握の差があるから、サラリーマンの方に対しては、勤労所得に対しては少しハンディをつけるというふうな二つの要素から成り立っていますが、どちらがどれ

ぐらい重要かというのは、これはかなりむずかしい判断の基準として、計数的にめどがはっきりしているわけではないと思うんです。まあ、大体私は大ざっぱに言えば半々ぐらいだろうというふうな感じを持っておりますが、それから実際に申告をしてやったらどうかということですが、これはどうも実際に経費を実額控除するときというのは一応ちゃんと証拠がないとだめなわけで、そうするといろんな領収書とかその他を集めてきっちりやらなくちゃいかぬわけですね。それにかかる手間というのがかなりあるんじゃないか。ですから、その手間と、ばっさり給与所得控除で引いてしまふのと、どちらがいいかと申しますと、やはり私は、給与所得控除の方を上げていく方が簡単ではないか、その方がサラリーマン全体のためには、みんなにとって、話は非常に簡単でありますから、その方が手間がかからずに済むのじゃないかというふうに思っています。

○参考人(西尾祐男君) 実務的に言いますと、確かに源泉徴収、徴収さればなしの方が案の場合もあるわけですが、しかし、納税者というか、途中で、たとえば病気になるなりなんかして、医療費というものは後で払うというふうなかつこうになると、その年に、その段階ですぐその翌月から源泉徴収だけは同じように取られているというふうなことで、その辺の調整がされないために、非常に税金は重いというような感じを受けている人もいます。ですから私は、特に必要経費論というものを余り議論ばかりしておいても、人によって違うわけですが、特別に、たとえばそれ以上にかかわるような人があるとすれば、選択制というよりか、申告、最終的に調整を、年末調整で終わるんだということを原則にしておいても、なお自分で年末調整して以後も、自分の方で申告できると、申告した方が得だという人があれば、これは申告させた方がいいと思うんです。そういうふうな制度をとっておきますと、不満もある程度解消できるんじゃないかと。

それからもう一つは、年末調整自体に対する異

議の申し立て制度というものが仮にありますと、これはできると思うんですが、そういう配慮も何もなく、ただ年末調整に対する、個人の場合は源泉徴収に対する異議の申し立て制度というものもありませんし、そんなふうなことは、やはり今後非常に多様化してくる納税者の要求というものの、不満というふうなものを解消する方法は幾つか考えられると思います。ですから、いまのままでもいい人ともっと積極的に何かとて言う人について、いろいろあると思いますから、それらのことについても、税調の中でも、あるいは税調じゃなくしても、こういった機会をつかまえてできるだけ細かい議論をしていただければ、もっといい方法が出てくるんじゃないかというふうに考えられます。

○理事(山崎五郎君) 参考人に対する質疑はこの程度といたします。

参考人の方々は、本日お忙しい中にもかかわらず、御出席をいただき、貴重な御意見をお聞かせいただきましてまことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二分散会

昭和五十年四月十二日印刷

昭和五十年四月十四日発行

參議院事務局

發行者 大藏省印刷局

Z